国民国家と「世界秩序」論(2・完)

中 谷 義 和*

目 次

- (1) はじめに
- (2) 国民国家とナショナリズム
- (3) コスモポリタニズム

(以上, 354号)

(4) グローバル・ガヴァナンス論

4-1:新保守主義=新自由主義の構想

4-2・グローバル民主政の構想

(5) 結 び

(以上, 本号)

(4) グローバル・ガヴァナンス論

「グローバル化」とは自然史的過程ではなく人為的過程であって、経済のレベルにとどまらず、文化や法律と政治のレベルにも及んでいる。経済的には、資本主義の空間的膨張を起動力とする垂直的・水平的国際分業の深化過程のことである。資本は形態と規模を異にしているだけに、活動の範囲と速度を多様にせざるを得ないが、その一般的運動法則は拡大再生産の「競争」の強制を促迫することで所与の社会「空間」を編成し、再編成する。この脈絡において、社会経済諸関係は「越境規模」の連鎖化の方向を強くせざるを得ない。「グローバル化」は、こうした経済の運動と不可分の関係にあるが、その展開は経済(学)の論理だけで作動し得るわけではなく、「国家」の"企図"間の調整を、また、国際機関と国際的シンクタンクの指導力を媒介としないでは「過程」として動態化し得ない。換言すれば、「グローバル化」とは、政治経済的要因を起動力とする社会経済

^{*} なかたに・よしかず 立命館大学名誉教授

諸関係の継起的「構成と再構成」の過程であって、社会「空間」の「脱(再)領域化(de- and re-territorialisation)」の過程にほかならない⁵⁵⁾。だから、「グローバル化」は「国民(的)国家」の諸レベルにとどまらず「国民間関係」にも及び、その「傾向」が「超国民性」を帯びるのである。それだけに、また、「対抗傾向」もナショナル・リージョナル・スプラナショナルな諸レベルで浮上せざるを得ない。この視座からすると、「グローバル化」とは社会経済諸関係の越境規模の連鎖化のことであると言える。だが、その運動が不可避であるにせよ、その力学と過程は単線的とは言えず、人為的であるだけに偶発性を帯びた「傾向と対抗傾向」との、「イデオロギーと対抗イデオロギー」との"メタ傾向"からなる複合運動にほかならない。

「グローバル」という形容詞は「空間」概念のレベルでは、地球規模を 表わす言葉である。この「空間」は性格と形成史を、あるいは、「規模」 を異にする無数とも言えるほどの人的結合体からなっていて、その形状は 不断に流動的で、変化に服してもいる。というのも、所与の社会「空間」 は個別の歴史的局面の所産であって、社会諸関係として「構造」化してい るからである。とはいえ、所与の「構造」は個別の局面における「認識主 体 (agents)」の実践の集積でもあって、ひとつの「客体」ではあっても、 「主体」によって歴史的に組成された「構造」にほかならない。「主体」は 「構造」との関係において自らを相対化し、再帰的判断において「客体」 を再構成している。すると、「構造」の客観性と「行動」の主体性とは、 認識論的には分離し得るとしても、存在論的には歴史(時間)のなかの弁 証法的関係にあることになる。これは、「構造 | が所与の「時空間 | にお いて.「行動 (agency)」を媒介とする「関係」の接合と再接合の過程に服 していることを意味する。この視座からすると、「グローバル化」という 現代の構造的変化は諸主体(アクター)の企図と行動を起動力とする。ま た、レベルと空間を異にする(諸)関係の再編「過程」にほかならないこ とになる。

社会経済諸関係の「内圧」が高まると、内在的諸矛盾は表面化する。と いうのも、社会経済関係は諸矛盾を内包しているから、これが増殖するこ とで有機的危機に転化するし、その可能性を不断に内在せざるを得ないか らである。だから、その可能性が感知されると政策的対応が急がれるの で、社会経済諸関係は徐々に、あるいは、急速に再編される。「時期区分」 の設定は、こうした社会組織の政治的「再空間化 (re-spatialsation) | の過 程を指標とすべきであろう。この視座からすると、1970年代は現代の「グ ローバル化」への、ひとつの画期にあたっていたことになろう⁵⁶⁾。とい うのも この局面は 経済的諸矛盾がドル危機やスタグフレーションと なって噴出することで、戦後の社会経済の基軸であった「ケインズ主義 的・フォード主義的 | 体制が動揺するなかで社会的"亀裂"も表面化しだ しただけでなく、「危機管理の危機」や「統治能力の欠如」が指摘される という状況も起こっていたからである。これには、ベトナム戦争の影響 が、あるいは、1973年の「石油危機」に例示されるように途上諸国の反発 が深い影を落としていた。こうした危機的局面との対応のなかで「ポス ト・フォード主義レジーム」への移行策が敷かれるとともに、新自由主義 的再編策がグローバルに展開しだした。

いわゆる「アトランティック・フォーディズム」の危機はシュンペーター主義的「新機軸」(「新生産方式」)の導入を求めることになり、「国民経済」の競争型国際経済化に拍車がかかった⁵⁷⁾。この脈絡において、「介入主義」の新しい形態として「新自由主義的」社会経済政策が展開されだし、「規制緩和・民営化・国際化」が先進資本主義諸国のスローガンとなり、この路線が基本政策に設定されるなかで「企業家主義」が喚起されるとともに、グローバルな調整策が講じられることにもなった。これは「国家」を主要なアクターとし、国際機関との競合関係において「市場規律型資本主義体制」をグローバルに構築しようとする企図に発している(「市場自由主義的国家主義」)。こうした「新自由主義」的巻き返し策と「解体的再編」策のなかで貿易の自由化と企業活動の国際化が進み、これ

に東欧とソ連のアウタルキー経済も巻き込まれるなかで、社会主義世界は 政党管理型官僚制国家体制の諸矛盾を露呈させ、1989~91年の東欧の変動 とソ連体制の崩壊を呼ぶことになった。この歴史的事件に鑑みると、20世 紀の第4四半期は世界史の「時期区分」という点で、ひとつの画期をなし たことになる。

資本主義は「利潤 | の自由な追求を経済主体に求めることで、システム の可鍛性を発揮する。その可転性と柔軟性は商品化と再商品化の複合的展 開や資本の形態変容に、また、自らの諸矛盾を時間的に先送りし、空間的 に転移していることに認め得ることである。「グローバル化」は こうし た可転性に発する力学的運動であって、この過程において「時空間」はさ らに圧縮することになった。だが、この「傾向」は「対抗傾向」と一対化 せざるを得ない。これは、「国家」レベルでは社会インフラの整備が、ま た、そのための財政負担の増加と福祉関連経費の縮減ないし代替策が求め られたことに、そして、国際政治のレベルでは越境規模の諸矛盾の転移に 対する途上諸国や貧困地域の反発を喚起せざるを得なかったことに、ある いは、「国家資本主義 (state capitalism)」化の路線に弾みがついたことに うかがい得ることである⁵⁸⁾。「国家」に包括された社会経済関係も、ひと つの「国家空間 (espèce étatique)」であるだけに⁵⁹⁾, 経済の「新自由主 義」的グローバル化は途上諸国と先進資本主義国とでは形態を異にするに せよ、諸矛盾を「国家存在」に累積せざるを得ない。「国家装置」は「安 定化装置 | として、この空間を「秩序 | のうちに包括するという政治機能 を果たしているだけに、この「空間」内外の諸矛盾の結節環とならざるを 得ず、内外の「圧力」に対応し、諸矛盾に対処するための政策を実施し、 社会経済諸関係を政治的に編成し、再編成する。この視座からすると、 「グローバル化」の過程においても「国家空間」が基軸的位置を占めてい ることになる。

「グローバル化」の形状は資本主義の展開が不均等なだけに、不安定で流動的でもある。また、この過程において「相互依存性 (interdepend-

ence)」がグローバルに深まったにせよ,これは非対照的位階的関係においてのことに過ぎない。というのも,「グローバル化」の運動が一定の規模と程度において「過程」化し得るためには,"ヘゲモニー"機能や覇権的イデオロギーを,あるいは,2国間ないし多国間の協定や国際機関を媒介とせざるを得ないからである 60 。この点では,国際関係における「主体-構造(agency-structure)」という「難問(Gordian knot)」を両断し得ないまでも,その"結び目"に迫ろうとすると,「国家」が国際政治の主要なアクターであるだけに多くの留保条件を付さざるを得ないにせよ,「秩序」の組成という点では政治学の用語とアプローチを国際関係に援用することが認められてよかろう 61)。

「国民国家」は「国際関係」において、一定の自立(律)性を帯びた歴 史的諸関係の総体として「実在」している。この諸関係が一定の規模と程 度において存在し得るには政治権力によって組織され、制度化される必要 がある。「国家」は物質的実体として存在しているわけではなく. 社会諸 関係が物象化し、ひとつの「抽象」として間主観化することで「実在」に 擬制化される。「支配 | (ないし「支配的状況」)が「国民(的) 国家 | に おいて「秩序」として体制化するためには、「国家」が普遍性に疑似化さ れ、「国家 | 装置によって正統化される必要がある。また、所与の「秩序 | は「国家装置」による威圧と強制によるのみならず、「住民」が基軸的イ デオロギーを媒介として所与の社会関係を"常識"(ないし"良識")とし て間主観的に内面化し、自らを規律することが求められる。社会諸関係は 一定の定着性を帯びると、それが自己転回しだすので、所与の関係が"現 実"視されることで生活は習慣化する(権力の「規範的資源」)。すると、 政治的「支配」はゼロ・サム関係ではなく、逆比例の関係においてのこと であるにせよ、「強制 | と「同意 | の両契機に依拠していることになる。 これは、「国家権力」による「秩序」の形成が物理的・精神的契機に依拠 しているわけであるから、物理的強制力の不断の行使と威嚇が所与とされ ているわけではないことを意味する。

「国家装置」とは「国家存在」を政治的に凝集化するための「機関」で あって、統治の機構をもって「秩序」の維持機能を果たしている。だが. 公的法制や社会的規範と並んで「就業規則」等の私的規定が日常行動を規 則化しているわけであるから(「事物と人格の支配と規律化」). 「法制主義 | は公私の両領域において作動しているだけでなく、パノプティコン型労務 管理において労働者に自己管理を求め、労働の「自発性」が強制されるこ とにもなる。さらには、「説得 (persuasion) | という点ではマスメディア も合意形成の重要な政治機能を果たしている。こうした脈絡において、権 力の契機は社会に埋め込まれることで機制化し、「行動」において可視化 し、「模倣」の心理に補完されることで所与の体制は保守性を帯びる。す ると、社会経済諸関係は政治的に法制化されるだけでなく、規模と程度の 差はあれ、また、黙従(ないし随順)と積極的合意の違いはあるにせよ、 所与の諸関係が「国民」的規模で受容されることで構造化することにな る。「支配」の機制は、こうした経済的・経済外的諸契機に依拠している。 資本主義に組成している社会経済的諸システムが構造的「一対化」と 「同時進化 | の過程を辿るが、この過程はシステムを構成している諸要素 の不安定な接合と再接合のなかの「進化」に過ぎない。そして. 「構造 | が「主体」の諸実践の集積であり、所与の「結果」でもあることを踏まえ ると、制度論的には、現代の「正統的支配」は「代議制(議会制)民主政 治」に立脚しているだけに、選挙の「結果」は社会経済状況や政治的「力 関係 | を反映し、数値化していることにもなる。

この視座を国際関係に敷衍すると、「強制」と「同意」の関係は国際関係においても妥当することであって、局面と関係を異にすることで比重を多様にしつつも、いずれかの契機が優位を占め、一定の「構成原理」に服していることになる。これは、「グローバル化」のなかで地政学的・経済地理学的戦略と戦術が交差し、対抗しているにせよ、「グローバル化」の力学が無定見や無定形の過程に服しているわけではないことを、あるいは、一定の方向に誘導しようとする企図が作動していることを意味する。

換言すれば、対抗力学や対抗イデオロギーを内在しつつも、一定の企図と指導力に誘導され、ヘゲモニー関係も作動していることになる。この視点からすると、資本主義の「グローバル化」と「新自由主義」とは不可分の関係にあり、後者は前者のイデオロギー的牽引力となり、「新自由主義的世界秩序(neoliberal world order)」の展開軸をなしたことになる。「世界秩序」が一定の方向性を帯び得るのは、「国際関係」が「国家」アクターのみならず、多様な社会経済団体やイデオロギー集団間の相互関係から組成されていても、対立と矛盾を調整し、この関係を「秩序」化し得るだけのヘゲモニー関係が存在しているからである。こうした複合的レジームが「グローバル・ガヴァナンス」である。そして、グローバル経済の「資本主義的ガヴァナンス」化と「国家」の規律化という点では、WTOやWBなどの国際的金融・通貨機関が、あるいは、サミットや「世界経済フォーラム(ダボス会議)」などの首脳会議や指導的財団が先導的役割を果たしている。

「ガヴァナンス」論は1980年代に公行政と比較政治や国際関係において、ひとつの理論的潮流となりだしている。これは、国内的には統治機構の公私間協力型ネットワークが形成されているとの、また、国際的には多中心型レジームが生成しているとの認識に発している。「グローバル・ガヴァナンス」論はこうした脈絡において浮上しているが、その形状は複合的であるし、流動的でもある。それだけに、その分類は多様化せざるを得ず、これを截然と類型化しようとすると困難と混乱を免れ得ないとはいえ、何らかの構図が求められてしかるべきであろう。この点では、常設型の「国家」間組織として国際機関が存在しているだけでなく、個別の争点を調整するために非公式型の国際的レジームも併存している。また、情報や活動は国際的規模でネットワーク化しているし、体系的とは言えないし、矛盾も含まれているにせよ、一定の規範とルールも存在している。すると、国際関係はソフトとハードな「制裁」の行使と威嚇を、あるいは、支援と助成策を媒介としてガヴァナンス状況が形成されていて、この脈絡におい

て、途上諸国の社会経済構造や公私の国際的行動も誘導されていることになる。すると、「グローバル・ガヴァナンス」という言葉は「ガヴァメント(government)」という、主として、「国民国家」における制度化された「統治組織」とは概念を異にし、「国家」と国際機構や「市民」間レベルの超国民組織から複合的に構成された複合的「形状」概念であることになるが、それがレジーム化するには一定のルールが存在しないわけではない。また、「グローバル化」という言葉が「過程」概念であることにうかがい得るように多様な対立的要素の流動的ゼラチン状の過程にほかならないから、この過程と結びついて「グローバル・ガヴァナンス」の形状も不断に変容せざるを得ないことになる。この過程において「国民国家」を構成している諸関係が変容し、「国家」の機能が変化しているにせよ、「国家」が液状化し、"解体"の過程を辿っているわけではないと言える。

「グローバル・ガヴァナンス」と結びついて、「超国民的資本家階級 (transnational capitalist class)」や「超国民的管理者階級 (transnational manager class)」の生成論が浮上している⁶²⁾。これは、「グローバル化」 へのアプローチを「ナショナル/インターナショナル」と「トランスナ ショナル/グローバル」に二分し、資本主義がグローバルにシステム化し ているという認識において、また、「国家中心主義 (state-centrism)」ア プローチの批判において、グローバルなレベルで、あるいは、トランス・ アトランティックな規模で「資本家階級」や権力エリートが生成している とする理解に発している。確かに、資本主義システムが「グローバル化」 し、それが再生産されるためには「超国民経済」レベルにおける資本家階 級間の、あるいは、政府間レベルの提携や政策調整が求められるし、その ための「知識集団 (epistemic communities)」や経済団体の組織化も必要 とされるであろう。だが、この視座は資本主義の「グローバル化」におけ る指導的集団を理解するための視点を提示しているにせよ、生産の基本的 諸関係が「脱国民国家」化しているわけではないから、「国家」における 「資本家階級」や「支配階級」論との、あるいは、「支配ブロック(ruling block)」とのアナロジーをもってグローバルなレベルにおける「階級」論を設定し得る局面にはない。

「資本」とは社会的生産諸関係において成立することである。また、労働力は資本のように脱空間的浮遊性を帯びているわけではないし、生産と消費の体制は、基本的には「国民国家」の枠内にあり、「国家装置」の規制と調整に服している。そして、生産諸関係の再生産は政治機能を媒介とせざるを得ないし、社会統合は「国民国家」を基礎としている。また、「国民国家」における「政府」が所与の社会構成体の維持と展開を課題とし、この方向に基本的には制約されるにしろ、資本家階級の利害を直接的に代弁しているわけではないし、政策の立案と執行に際しては社会諸集団の反発も考慮せざるを得ない。さらには、資本家階級といっても、競争関係のなかの不安定な結合関係にあるに過ぎないし、支配の正統性は他の諸集団の「合意」や「黙認」を媒介とせざるを得ない。すると、「超国民国家的」レベルにおける階級間の提携や連携は個別の「国民国家」を背景としているだけに、競合関係を調整するための国際的機構や舞台が、あるいは、ヘゲモニー機能が求められるにせよ、それが「脱国民化」し、自立した統一的組織として組成されているとは言えないことになる。

「国民国家」が「領域」において有界化せざるを得ないのは、社会経済的諸関係が「国家」において法的・政治的に(再)編成されざるを得ないからであり、「国家」と「国民」は越境レベルの諸関係において相対的に自律(立)し、国際政治の基本的構成要素の位置を占めている。それだけに、「グローバル・ガヴァナンス」は「政府間(intergovernmental)」関係を基軸とせざるを得ない。また、このガヴァナンスが一定の自立(律)性を帯びているにせよ、その正統性は「人民」に依拠しているわけではない。そして、国際関係が「国際法」と国際的ルールや国際機関によって設定され、あるいは、慣習法に依拠しているにせよ、その執行と強制は、究極的には、「国家」の裁量に依拠せざるを得ない。こうした諸条件を踏まえると、「国際政治」が一定の"ガヴァナンス"の形状を帯び得るのは、政

府間の連携と「国際機関」の指導性や私的諸アクターの調整メカニズムが作動し得ることによる。また、何らかの支配的原理やヘゲモニー関係にも負い、それが「規律化」機能を果たしているからである。というのも、「国民国家」のレベルに即してみると、特定の社会経済諸関係が構造化するためには、何らかの「構成原理」によって構図化されることで、この諸関係を編成するとともに、観察と監督をもって再帰的に再編成することを不可避とせざるを得ないからである。この点は国際関係にも、それなりに妥当することである。というのも、国際関係が個別「国家」の経路依存性を背景とし、地政学的・経済地理学的戦略と企図をめぐる対抗と連携の複合的関係であるだけに、個別「国家」の固有の状況が国際関係の動態と形状に影響するからである。この視座からすると、「グローバル・ガヴァナンス」の形状分析には「国民国家」の動態を踏まえたアプローチが求められることになる。

資本主義経済が再生産されるためには、生産諸関係のみならず、この関係を支える知識と技術の、また、規範や価値観の再生産を必要とする。「新自由主義(neoliberalism)」は資本主義のグローバルな再編という点で、少なくとも、アングロ・サクソン諸国を中心とする資本主義諸国の社会経済諸関係を再編するための「構成原理」となった。「新自由主義」は公人私の制度的分離に依拠して、社会経済関係を私的「契約」の原理と市場の自由化の原理において再構成しようとする企図に発している。1970年代の政治と経済の危機的局面を背景として「公共選択論(public choice theory)」や「新公共管理(new public management)」論が登場しているが、こうした理論とも呼応しつつ「新自由主義」は、ひとつの言説として、あるいは、社会の「構成原理」として浮上している。「公共選択論」は「自己利益の極大化」に「政治行動」の分析視点を設定し、「過剰負担の政府」と財政の肥大化の原因を官僚機構の自己利益の保守や諸「権利集団」の"圧力"に、さらには、政党が選挙民の「利益」追求に呼応せざるを得ないことに求めている。その脱出策が集団「圧力」の縮減と政治機能

の「民営化」に求められるとともに、社会経済関係の経済自由主義的再編 成が志向されることにもなった。これは、例えば、イギリス保守党の経済 政策の官言文書とも言うべき『至当な経済アプローチ (The Right Abbroach to the Economy)』(1977年) に明示的であって、経済を「個人の自 由と責任 | に委ね、「国家介入 | は避けるべきであるとしている。この脈 絡において、サッチャー保守党政権は国営企業の民営化を国策として展開 することになった 63 。この路線が展開されるなかで、社会集団の、とり わけ、労働組合の弱体化と潜在的敵対集団の脱政治化を呼ぶことになった だけでなく、国際的には、金融市場と貿易を自由化することで資本主義の システムと政治文化のグローバル化を促すことにもなった。これは新自由 主義を「構成原理」として「世界秩序」を創出しようとする企図に発して いる。こうした構想が説得力をもち、イデオロギー的ヘゲモニー機能を発 揮し得るのは資本主義の自由主義的経済原理に負っている。だが、他方 で、「グローバル化」を背景とし、また、1970年代における「規範理論」 の復活にも触発されて「コスモポリタン派」も登場し、その「社会民主的 世界秩序 (social democratic world) | 像が注目されることにもなった。

「新自由主義的世界秩序(neoliberal world order)」論は IMF(1995年以降、WTO)や WB などの国際機関を起動力としつつも、その構想が現に作動することで「規律効果」をもち得るためには、諸国の政府のみならず、主要な社会経済的アクターによっても受容される必要がある。また、経済の「グローバル化」が不均等に作用するから「国益」の相反性を呼ばざるを得ないことに鑑みると、新自由主義的市場原理主義がグローバルな規範と行動原則として「国家」間で、あるいは、マクロリージョナルなレベルで承認される必要も起こる。だから、必ずしも、常に合意をみるわけではないにせよ、G8(7)や G20 間で「政策調整」が繰り返されざるを得ないことになる。さらには、「国民国家」が「経路依存性」の制約下にあるだけに、「支配ブロック」内の調整が求められるだけでなく、「国民」の同意を導出するための固有の施策と政策的対応を不可避とせざるを得な

い。すると、「グローバル・ガヴァナンス」は、国内的にも国際的にも、 へゲモニー関係をめぐる多様な対立的要素の複合的関係のなかで展開せざるを得ないと言える⁶⁴。

「グローバル化」と結びついて、「新自由主義的社会経済」原理を構成原理とする「グローバル・ガヴァナンス」論が浮上したが⁶⁵⁾、その対抗論として社会民主的グローバル・ガヴァナンスを始めとするオールタナティブ・モデルも提示されている。すると、グローバル化のなかで、「国民国家」の位置や「グローバル・ガヴァナンス」をめぐる対立状況が起こっていることになる。これは「グローバル・ガヴァナンス」の構想という点で「構成原理」を異にするパースペクティブが浮上していることを意味する。そこで、前世紀の第4四半期を現代の「グローバル化」の画期として、互換性を帯びて登場した「新保守主義」と「新自由主義」の「言説」の理念的特徴をアメリカの政治理念の展開に即して辿っておこう。

4-1:新保守主義=新自由主義の構 想

60年から70年代にかけて、ベトナム戦争と"ドル危機"のなかでアメリカ社会は亀裂を深めていた。また、国際政治におけるヘゲモニーは動揺しだしていた。こうした社会経済の混迷状況はアメリカに限られたわけではなく、ヒース保守党政権(イギリス)やトルドー自由党政権(カナダ)も同様の状況にあり、「戦後黄金期」の終焉が声高に叫ばれていた。これは、資本主義世界がひとつの"危機"のなかで社会経済構造を再編する必要に迫られるなかで、所与の社会経済システムの支配的「構成原理」の手直しが求められていたことを意味する。この状況において、多様な潮流の「新左翼」運動のみならず、「新保守主義(neoconservatism)」派と「新自由主義(neoliberalism)」派も台頭している。1980年代が「新自由主義革命(neoliberal revolution)」の時代とも呼ばれているように、この時代の思潮に「新(new, or, neo)」という接頭語が付されるのは、こうした局面を反映している。

「主義」や理念の類別化は自称によるというより、他者による規定に負 う場合が多い。また、時代思潮は知的趨勢であって、「学派」というより ブレーン・トラストの「国家企図」がマスコミによって流布されることで 「時代精神」として潮流化する場合が多いと言えよう。これは「新保守主 義派 | に括られている論者にも妥当することであって、政権に参画するこ とで、あるいは、その知的助言者や諮問機関の委員となることで、彼らの 理念が注目されるようになった。その論調も一様ではないし、同一論者に おいても、局面を異に力点の変化を認めることができるにせよ、一定のイ デオロギー的傾向を読み取ることができる。「新保守主義」と「新自由主 義」という名称が互換的に使われたのは、「自由主義」の多義性に負って いる。これは、リベラリズムが「社会介入主義」と「市場原理主義」を両 翼とし、戦後「黄金期」のリベラリズムが前者に傾いていたのにたいし、 70年代の「危機」状況は後者の理念を"巻き返す"ことで政治と社会を再 編するという企図に発していたからである。換言すれば、「市場原理主義 | をもってリベラリズムの保守を期したことになる。したがって、両理念の |峻別は困難なほどに溶けあい.「新自由主義革命 | に合流したことになる。 だが、両派はリベラリズムと「国益」の擁護という点では呼応し得る関 係にあったにせよ、少なくとも、当初はリベラリズムの位置づけや国際主 義の姿勢という点では論調を異にしていた。これは,「国民経済」レベル においても資本主義的生産諸関係は多様であるだけに. 「資本」諸分派間 の対抗を含んでいることによる。とりわけ、アメリカの「国民経済」の再 生産構造が自然を与件とする地理的偏差を含んでいるだけでなく、その経 済が国際的再生産関係と深く結びついていることによる。だから、また、 資本諸分派の構成は「利害」間対抗関係を伴わざるを得ないし.「政治的 ブロック」は、こうした利害関係のなかで(再)形成を繰り返さざるを得 ないことにもなる。農業や工業資本と金融資本との、また、「オープン・ ドア型リベラル国際主義派 | と「保守的国内主義派 | との、あるいは、東 北部と中西部との対立という古くからの図式は、こうした資本間・地域間 対抗の認識に発している。こうした対抗関係はヘゲモニーと「対抗ヘゲモニー(counter-hegemony)」の生成を不可避とする。また、「対抗ヘゲモニー」は「支配的ヘゲモニー」との関係において浮上するだけに、その相貌は多面性を帯びざるを得ない。「新保守主義」と「新自由主義」は戦後の「ケインズ主義的・フォード主義」に対する「対抗イデオロギー」として浮上したが、「自由主義的資本主義」の「補完的競合関係」のなかで「新自由主義革命」に合流することで「支配的傾向」が形成されることになったと言える⁶⁶⁾。

「新保守主義派」と呼ばれることになったのは、1960年代の社会混乱と「ニュー・レフト」運動の分裂を背景とし、「冷戦リベラル派」の一部が保守的とされる「ニクソン共和党政権」(1969-74年)や「レーガン共和党政権」(1981-89年)に参画したという政治的事情にも負っている⁶⁷⁾。また、「サッチャー保守党政権」(第1期:1979-83年)においては、混合経済型福祉国家という「戦後コンセンサス」体制からの脱却が目指され、ケインズ主義的需要管理政策の改変と国営企業の民営化が強力に進められている。こうした政策転換は広く先進資本主義社会に見られたことである。「新自由主義」と「新保守主義」は、いずれも、この局面の脱出口の模索の表現であったが、その理念は社会経済政策の転換を呼ぶことになっただけでなく、経済の「グローバル化」に拍車をかけることにもなった。

危機の局面や移行期は、社会経済組織の保守と再編をめぐって「ヘゲモニー」と「対抗へゲモニー」とが、「傾向」と「対抗傾向」とが複雑に交差する。「新保守主義」と「新自由主義」は「自由主義的資本主義(liberal capitalism)」の再編という点では、また、「国益(国民的関心、national interest)」を軸にアメリカの社会経済システムを再編するとともに、アメリカのヘゲモニーを国際レベルで再構築することを志向したという点では目的意識を共通にしていた。だが、両者の論調には異同を認めることができる。というのも、「新保守主義」がリベラリズムの機能的「合理性の不合理化」に社会の"混迷"の原因を求め、共和主義の「有徳(vir-

tue)」論をもって現状からの脱却を志向したのにたいし、「新自由主義」は「市場原理主義」を強化することで資本主義社会の再編を志向したからである。したがって、両者はリベラリズムの価値原理と「国益」観を共有しつつも、経済的自由主義の自己展開の位置づけという点で理解を異にしたことになる。というのも、「新保守主義」派が自己利益中心主義型市場社会に社会的紐帯の弛緩の原因を求め、その脱出策を「国益」観の共有の強化に求めたのにたいし、「新自由主義派」は「商品社会」の構成原理を原理主義化することで「国益」を強化すべきであるとしたからである。

「経済的自由主義」の力学は資本主義の自己展開の牽引力となる。それだけに、自生的共同体の断片化の契機を内在していて、これが西欧における封建体制の解体を呼ぶことになった。アメリカは、理念型的には、「経済的自由主義」を社会的結合の理念体系としているだけに、「利益」媒介型結合体制の矛盾が表面化すると、人為的結合関係の構成原理が問われだすことになる。この点で、「新保守主義」と「新自由主義」の両派は「自由主義的資本主義」体制の保守的改革を期し、その方途をナショナリズムの覚醒に求めている。

ナショナリズムは国民統合のイデオロギーである。このイデオロギーが国民的規模の経済的「利害」の観念と結びつくとき、「国富」や「国力」の保持と誇示の観念が「国民の関心 (national interest)」と一体化し、「国益」の観念に同化する。だが、「国益」の観念は擬制性を免れ得ない。というのも、「国民」という「幻想的共同体」に全体の「利益」が包括されることで「国民的利益」が共同体の「関心」となり得るからである。これは、特定の社会経済的諸関係が「所与」とされる限りにおいて成立する観念であるし、「国民」と「国家」の観念が一体化し、両者の存在が共通の「資力でより」となることで「国民的利益 (Nationale Interessen)」と「国家利益 (Staatsinteresse)」とは同視されることになる。

「新保守主義」と「新自由主義」は資本主義体制の再編を志向したという点では目的意識を共通にし、ナショナリズムを強化することでアメリカ

のヘゲモニーを維持すべきであるとする点では共生的補完機能を果たした。これが「対抗ヘゲモニー」を呼びつつも、戦後の、いわゆる「埋め込まれた自由主義」体制からの脱却を促し、経済自由主義路線において体制の再編と結びつき得たことに鑑みると、「新自由主義」路線が「保守的改革主義」の支配的イデオロギーとなったことを意味するが、この新展開によって「商品社会」の原理の「グローバル化」が促進されることにもなった。

「新保守主義派」は経済的自由主義の自己展開に現状の矛盾の顕在化を読み取っている。これはベル(Daniele Bell)の『資本主義の文化的矛盾(The Cultural Contradictions of Capitalism)』(1976年)と認識を共通にしている。というのも、彼は、資本主義が展開するなかで「大量消費」型快楽主義がはびこり、「世俗内禁欲」のエトスが漸を追って崩れだしたとし、「公共哲学」の再生の必要を指摘しているからである。こうして、「新保守主義派」は近代リベラリズムの私的「利害(関心)」中心主義文化の猖獗に社会の"病理"を認め、「リベラル共和主義」における共同性という「有徳(virtue)」の原理がアメリカの伝統的政治文化であるとし、その再生をもって社会的紐帯を強化すべきであるとしたのである。

「新保守主義派」は、自己利益の追求が資本主義経済の原動力であり、リベラリズムの「美徳(virtue)」ではあっても、社会的紐帯を弛緩させ、共同体的価値観を弱めたという点では「自己破壊的逆説」を内包していると見なした。これが「アダム・スミス問題」を呼び起こさざるを得ないのは、「利己心」と「社会」との接点をどこに求めるかという問題と結びつくからである。スミスが両者の調和を展望し得たのは、「私欲」は他者の「共感(sympathy)」を推測することで抑制されると見なしたからである。これは、「共感」の原理を媒介とすることで特殊「利益」間の調和が期され得るとするオプティミズム観に依拠している。また、モンテスキュー(de Montesquieu、1689-1755年)は自由主義的発想から政治権力を分化する必要があるとするとともに、社会の成立要件として「全体的利益」への

配慮の必要を挙げている。だが、「商品社会」の原理と資本主義的競争の強制は「市場の失敗」と結びついて自由主義的資本主義の構成原理への懐疑を呼び、社会的対立と亀裂を深めかねない。「介入主義的自由主義」という"逆説"型リベラリズムはこうした矛盾に発し、「国家」は再分配機能や経済的安定策を不可避とせざるを得ない。

「新保守主義派」が「欲望の体系」に内在する矛盾の顕在化と個別「利 益|間の対立にリベラリズムの"病理"を認め、その脱出策を「共和主義 的有徳 (republican virtue) | に求めている。これは、「新保守主義派 | の 代表的論者の一人とされる I. クリストルが「市民的有徳 (civic virtue) | 感を覚醒することで「公的利益 (public interest)」を喚起すべきであると していることにうかがい得る。こうした「共通善」の認識は、さらには、 「利益集団自由主義」型多元主義批判とも結びつく。というのも、個人的 利益が集団的「利益」に包括されることで「国家」は諸「利益集団」間の 闘争のアリーナと化しただけでなく、官僚集団が「利益集団 | 化すること で市民間に政治的シニシズムが蔓延することになったと見なしたからであ る⁶⁸⁾。この認識は、「個人主義的リベラリズム」から「集団主義的リベラ リズム」への政治(学)的転換というアメリカ自由主義の系譜からする と.「有徳」という倫理的契機をもって共同体的価値観の再生を期そうと する点では保守的「言説」にあたる。というのも、アメリカの伝統的「公 益」観からすると、公益は私的利益が「態度を共有する」"集団"に包摂 され、"集団"間の競合関係のなかで生成すると見なされてきたからである。 確かに、「群衆」が「利害」に「共通性」を認識し「関心」を共有 し得たとき、「公衆」に転化する。すると、「特殊利益」を「公的利益」に 転化し、個別性を捨象し得る原則が求められることになる。これは"一般 性"が「共通善」視されることで「公益」化し、「公衆」の"関心"と なり得ることを意味する。「現実主義 | 派は「国民的利益 | と「国家利益 | とを同視し、これを独立変数としてアナーキー型「国際政治」を説明する という方法を採っている。それだけに、「国際政治」のアリーナは「国益」 間の不安と猜疑心が渦巻く舞台と見なされる。だが、どのような意味と内実を「国益」に賦与するかとなると、時空間を異に多様化せざるを得ないし、何が国民的アイデンティティとして「公益」視されるかとなると、へゲモニー関係が介在する。さらには、「国民的利益(「国益」)」という言葉には物質的ないし経済的「関心」のみならず、規範的「関心」という意味も含まれている。それだけに、「国益」や「公益」の観念は歴史性と個別性を免れ得ない。というのも、「国益」とは、ひとつの社会構成体における住民を「国民」に包摂し、その「利益」(「関心」)を「公益」という擬制において包括する抽象概念に過ぎないからである。

アメリカにおける国民「統合」は、「生命、自由および幸福の追求」を "自明の真理"とするという「独立宣言」の理念を拠りどころとし、この 理念が「民主政」の表現であると見なされることで社会的紐帯のイデオロ ギー機能を果たし、移民を不断に「国民」として「住民」化してきた。こ の理念には、確かに、「人権」の展開という点で民主的原理が含まれてい ると言えるが、理念の表現であり、多様な解釈を含み得るという点では修 辞性を帯びているだけに、理念の形式化ないし実践化のレベルでは対立を 呼ばざるを得ない。とりわけ、「所有」の観念は個人のレベルにとどまら ず「法人」にも及び、経済主義的「目的-手段」連関の合理的選択による 蓄財の"自由"の追求が「資本主義」経済の基本原理とされただけでな く、「民主政」の政体原理でもあるとされた。これは、「私的自律性」の原 理を資本主義的「自由主義」に求め、「所有的個人主義」の追求の"自 由"を社会経済の編成原理に設定し、「公的自律性」という「共和主義」 との一体化を期したことになる。だが、資本主義の展開は不断に「不平 等 | と結びつかざる得ないだけに、アメリカ資本主義の展開史において は、「私的自律性」の原理においてリベラリズムの理念の組み替えを繰り 返さざるを得なかった。

また,「独立宣言」の理念がアメリカの政治文化の「信条体系」として 「正統」視され,その憲政が「民主政」として規範化されただけに,「アメ リカ革命」の先駆性と先見性が"例外性"と同視され、その認識が普遍性と一体視されることになった。この脈絡において、アメリカ「国民」と「世界市民」とを、また、アメリカの「国益 (national interest)」と「万民の利益 (global interest)」とを同視するという意識が喚起され、自らの国民的"使命"に世界史的課題を設定することで、個別の歴史的状況において適用と表現の形態を多様にしつつも、覇権主義において対外「介入」が正当視されるという歩みを辿ってきた。これは、普遍主義の修辞が個別主義の弁護論ともなり得ることを意味している。

『ザ・フェデラリスト』(1788年) はアメリカ政体の構築という点で そ のモデル化の祖型に位置している。「パブリアス (Publius) | を筆名とする 3名の論調には力点の違いを認めることができるにせよ、第10篇と第51篇 (マディソン) に例示されるように、各人の「熱情」を「理性」と「有徳」 に転化するための政治的機制の案出という点では課題を共通にし、「私益」 の「公益」への転化メカニズムとして利害の相互反発と矛盾の空間的拡散 という「社会工学」をもって「大共和国」の構成原理を導いている。これ は私益の極大化の追求の所与性を心理的前提とし、この衝動を社会発展の 起動力に転化し得る機制の模索に発している。こうした社会工学的発想か ら、連邦政府の水平レベルにおいては権力の機能的分化をもって多数派の "専政"を阻止するという機制を、また、連邦と州との垂直レベルでは権 力の空間的分化と「州」間の水平的併存型連立の体制を敷いたことを、換 **言すれば、競争型自由主義経済の原理とのアナロジーにおいて、政治権力** の機能的・空間的分権化と社会の不断の「多元化」との複合体制を創出す るという擬制をもって「大共和国」の構成原理を導出したことになる。こ れは大陸レベルでは、労働力と資本の「州際」移動の体制を構築したこと になるが、「社会的安全弁」が機能不全化したり、資本主義的諸矛盾が滞 留しだすと、社会的矛盾となって表れるだけに、あるいは、資本主義の経 済力学が拡大再生産を強制するだけに、"膨張"の論理と実践は「州際 | レベルを超える "脱出策"を求め続けざるを得ないことにもなる。いわゆ

る、「公式の帝国」の「非公式の帝国」化(「自由貿易帝国主義論」)は、あるいは、「門戸開放型帝国主義(Open Door Imperialism)」論は、こうした自由主義的経済政策の膨張主義の史的脈絡の認識に発している⁶⁹⁾。

アメリカは、原住民の社会は別としても、基本的には入植社会であるだけに、コミュニティのレベルでは地縁的協同社会の形態を強くせざるを得ない。だが、ゲゼルシャフトのレベルでは作為的「首的団体型」結合関係を社会的紐帯としている。これは、社会が「所有的個人主義」を軸に「利益集団」に包摂され、「利益」の共有と競合に協同(働)性を措定するという社会的結合関係のモデルに依拠していることを意味する。この点では、目的団体型結合関係を地縁性や血縁性の擬制に求める東アジア社会とは政治文化を異にしている。確かに、アメリカは、「エスニック型国民国家」として成立したわけではないにせよ、アフリカからの強制「移民」を、さらには、南・東欧やアジアからの移民を社会経済関係に組み込みつつ最強の資本主義国として生成した。この過程において「出自」を「社会的帰属感(ascription)」とする社会心理と業績主義を経済的原理とする資本主義との複合体制においてアメリカの社会経済諸関係が編制され、社会的階梯の上昇の"自由"と人種の"るつほ"のイメージによって「アメリカ国民」という包括的帰属感が培養されてきた。

アメリカ史においては、体制的危機が第3党の形成を呼び、「建国の理念」の保守という「古保守主義(paleoconservatism)」の伝統が繰り返し浮上している。「保守的改革主義」と「古保守主義」との対抗のなかでアメリカ・リベラリズムは「古典的自由主義」観と「介入主義的自由主義」観とのあいだの「振り子運動」を繰り返さざるを得なかった。個人主義的自由観は「ティー・パーティ」派の"ポピュリスト型保守主義"にもうかがい得ることであって、中産階級的土着主義が反エリート主義的「民衆主義」や国際的孤立主義の方向と結びつく。だが、各人の利益追求の「自由」がアメリカ社会に不断の多元性を招来し得るとするリベラリズムの政治経済観が国民的アイデンティティを構成し、アメリカ資本主義の牽引力

ともなっている。それだけに,経済的諸矛盾が表面化すると,社会対立を呼ぶことで統一的アイデンティティの契機を弱くしかねない 70 。60年代のアメリカは社会的亀裂と国民的アイデンティティの弱体化のなかにあっただけに,「新保守主義派」は,自己利益中心型「自我(self)」像が"共通善"に対する「公的関心」を弱くし,アメリカ社会を断片化することになっただけでなく,国際的ヘゲモニーの低下を招来することになったと見なしたのである。その打開策が「公的利益(関心)」の振起とナショナリズムの覚醒に求められ,両者が一対視されることで国際政治経済のヘゲモニーの維持が主唱されることになったのである。この認識はクリストルを創始者とする二つの雑誌名(『公益(The Public Interest)』と『国益(The National Interest)』)にも表れている 71 。

アメリカの連邦主義が「「州」際」間の結合体制であるだけに、「グローバル・ガヴァナンス」のモデルとしても援用されている。これはWBの『世界開発レポート(World Development Report)』(1997年)にとどまらず、代表的シンクタンクのひとつである「アメリカ企業研究所(American Enterprise Institute)」の「市場中心型連邦主義」や J. ブキャナンの「競争的連邦主義」にもうかがい得ることであって 72 、「アメリカ国家」の構成原理と価値原理をグローバルなレベルで"常識"化すべきであるとする主張に反映されている。すると、「新自由主義」の「市場型交換」型ガヴァナンス・モデルや資本の移動と競争のモデルはアメリカの連邦主義体制に、いわば、「市場中心型連邦主義」のモデルに発していることになる 73 。

「経済的新自由主義(economic neoliberalism)」派といっても、確かに、関税率と課税率や企業と貿易の自由化の程度については論調を異にしていると言えるにせよ、「自由市場」と「開放社会」を国際社会の基本原理に設定すべきであるとする点では論調を共通にし、グローバルな規模の市場規律型ガヴァナンスを構築する必要があるとしている。この構想がグローバルなレベルの「新自由主義的市場文明化」論であるだけに、コスモ

ポリタン的性格を帯び、NAFTA などの自由貿易型地域レジームが擁護される。これは、国防省の「戦略」文書にも認め得ることであって、アメリカの「国益」の追求が国際システムの構築と強く結びついていることが繰り返し指摘されてきている。だが、この視野から「国益」の片務性が欠如しているわけではない。というのも、自由貿易論に依拠しつつも、「国家主権」の観念が超国民機関による規律化の防波堤になり得ると、あるいは、資本の流動性に歯止めをかけ、あるいは、規制しようとする国際協定に対抗するための最強の現実的・法的手段になり得ると見なされているからである。換言すれば、経済的自由主義をグローバルな「拘束服」とすべきであるとしつつも、自らの「国益」の保持と不可分の関係において主張されているに過ぎないことになる。すると、新自由主義は市場規律型ガヴァナンスをグローバルに構築することが世界的「関心」となり得るとするが、この「構成原理」はアメリカの「国益」論とも結びついていることになる744。

新自由主義の「グローバル・ガヴァナンス」論は、国際的金融諸機関には市場の創造と維持に関する基本方向の設定権限を授権するとともに、低関税策や経済の緩和策を個別の政府機関に留め、両者を一体化することでガヴァナンスを構築しようとする構想である。これは、資本の「脱出(流入)」策の余地を広くし、その流動性を高めようとすると、「国家」間の協調と政策競争が必要であるとする構想に発している。したがって、「国民国家」レベルでは市場の規律を社会経済関係に埋め込むとともに、社会政策の抑制が求められることになる。こうした新自由主義的構成原理によって社会民主的介入策を排除し、商品市場の原理を「グローバル・ガヴァナンス」に組み込むことで国際関係を再構築しようとする企図と結びついている750。

アメリカは自由民主政と自由企業を国民的存在のレーゾンデートルとしてきた。これは「自由主義的資本主義」の政治経済体制が「民主政」と同視されることを、換言すれば、権力の主体を「人民」に求める「民主政」

の原理と「国民」の結合を「資本主義」に求める社会経済の原理とが「自 由」の理念を共通項として相同化し、社会的に恒常化していることを意味 する。また、この体制の維持が常に「国家 | 目標に設定されるとともに、 その政策によって「国民」の合意が導出されてきた。それだけに、「自由」 の保守という修辞をもって「自由」の"危機"を呼ぶという逆説を体制的 に伏在させているだけでなく、自らの「自由民主政」の信条と体制をグ ローバルに拡大しようとする目的が反自由主義的外交政策や戦略と結びつ くという論理を宿している。これは「善悪」という道徳的修辞に、あるい は「方敵」という政治的修辞に訴えて自らの介入主義的政策が正当視さ れたことにうかがい得ることである⁷⁶⁾。これは、「新自由主義的資本主 義 | 体制と自らの「民主政 | 観とを一体視することで、自らの「国益 | に 敵対的"利益"を阻止しようとする、あるいは、自らの国民国家型民主政 観をグローバルに拡延しようとする方向に傾く。「新自由主義」の「グ ローバル・ガヴァナンス | 論が"コスモポリタン"な性格を帯びるのは、 こうしたアメリカの政治経済システムの土着化とグローバルな覇権性に 負っている。

「グローバル化」が深化するなかで、「触媒国家(catalytic state)」論が登場している。この「国家」概念は規範的にも記述的にも使われていて、規範的には「国家」の社会的機能の視点から「新自由主義」的社会再編論が批判される。また、記述的には「開発国家(developmental state)」を含めて、「国家」が「新自由主義」的グローバル化の"触媒"の役割を果たしていると見なされる⁷⁷⁾。「触媒国家」論は、「国家」が社会の(再)編成機能を果たしていると見なすわけであるから、「国家」を"触媒(媒介)"とすることで市場経済主義的グローバル化の規制論と結びつき得るとしても、その理論化の課題は「グローバル・ガヴァナンス」の民主的構築論に発しているわけではない⁷⁸⁾。「グローバル化」を踏まえた「民主政」の再帰的展開という点では、「社会民主的コスモポリタニズム」が浮上するのは、この地平においてのことである。

4 - 2: グローバル民主政の 構 想

社会主義世界体制が崩壊することで「歴史の終焉」すらも主張されることになった⁷⁹⁾。これは「自由主義的資本主義」の勝利をもって究極目的が実現されたとする「歴史」観の表明であり、「市場原理主義的自由主義」以外の選択肢の余地はあり得ないとする理解に発している⁸⁰⁾。また、この「歴史」観からすると、「市場原理主義」による世界の同質化が必然視されるだけに、資本主義諸国を中心とする「民主的平和」論とも呼応し得る位置にある。

確かに、「新自由主義」的資本主義が支配的言説となり、この路線において「グローバル・ガヴァナンス」が構築されだしたと言えるにしても、このレジームに対する疑問が提示され、そのオールタナティブの主張や運動も展開されている。歴史は目的論的所与ではなく、「経路依存性」に規定されつつも、理念的にも実践的にも「傾向」と「対抗傾向」とが重畳化し、吸引力と反撥力とが絡まり合い、あるいは、複合化する流動的過程である。この過程においては同質化の力学と異質性の保持とが対抗するだけでなく、理念の点では「進歩」と「反動」とが、あるいは、「保守」と「革新」とが交差し、交錯する。これは、「民主政」の理念と制度化が焦点化し、「人権」の再帰的(再)構築が歴史の牽引力となり得たし、なってもいるからである。「民主政」をめぐる理念と運動は紆余曲折を、あるいは、「前進」と「後退」を繰り返しつつも歴史の牽引力となり続けるであるう⁸¹⁾。

「グローバル化」のなかで、「国家存在」の「脱国家化」と政策レジームの「国際化」が起こり、個別「国家」レベルの「ガヴァメント」と国際レベルの「ガヴァナンス」との複合化状況が強まっているということ、これは「グローバル化」論に共通する認識である。この状況に至って「国民国家」型代議制民主政の「正統性」が問われだし、「第二次構造転換」が求められるとも指摘されている。というのも、「啓蒙思想」を背景に18世紀末に緒についた近代民主政は「国民国家」を基本単位とし、「代表制(議

会制) 民主政 | を基本原理とすることで、治者と被治者との「対称性と照 応性 (symmetry and congruency)」を期したが (「第一次構造転換」). 権 限が「国家」の上下と左右へ委譲されるなかで「決定」の外部化が強ま り、「参加と自己決定」という"自律性"の原理が、換言すれば、「民主 政 | の基本原則が問われだしたのみならず、地球規模の問題(例えば、環 境汚染、資源枯渇、温暖化と異常気象、貧困と格差化の偏在化、民族紛争、 テロと疫病のグローバル化)が「世界的危機社会(world risk society)」状 況を呼んでいるだけに $^{82)}$ これに対処すべきであるという「価値論的 (axiological) | 課題が「脱国民国家 | 化しだしたと判断されたからである。 「グローバル民主政」の理念と制度化の模索がコスモポリタニズムの理念 と結びついて浮上しだしたのは、こうした認識を背景としている。とりわ け、個人の「自律性」と「自己展開」という自由主義の原理が「自立的生 活 | の経済的保障を必要とすることから、経済格差の拡大や地域的偏差と 結びつけて論じられだしている。「グローバル民主政 | 像は多様であるに せよ、現状を改革し、民主的価値のグローバルな実現を志向する点では、 「新保守主義的=新自由主義的 | グローバル・ガヴァナンス像の対抗軸をな している。

正統性の「第一次構造転換」は、コンスタン(Benjamin Constant、1767-1830年)が、あるいは、J. S. ミル(1806-73年)が認識したように、「国民国家型民主政」への理念的・制度論的転換という点では、ひとつの画期をなした。これは「国民」内包型民主政の成立であると言えても、グローバルなレベルからすると「法主権」論をもって政治的に区画化された社会空間においてのことであって、地球規模の「全体包括」型体制とは言えない⁸³⁾。したがって、社会経済関係の脱領域的相互連関化が深まるなかで、「人権」や「安全」といった課題に対処しようとすると、越境規模の対応が求められることになる。「正統性の第二次構造転換」という課題が浮上したのは、こうしたグローバルなレベルにおける「民主政」の模索に発している。これは、憲法史の視点から(1) 近代資本主義憲法体制の登

場期(ブルジョア革命期以降)から、(2) この体制と「ソ連=東欧型社会主義憲法体制」の併存と"大競争"の局面(第一次大戦以降)を経て、(3)「第三の憲法史的転換期」の局面(ソ連と「パクス・アメリカーナ」の崩壊以降)を迎えたとする指摘にもうかがい得る⁸⁴⁾。

西欧史の脈絡からすると、「民主政」はナショナリズムを紐帯とする「国民(的)国家」の形成において再生し、理念的には、「人権」と「安全」や「自律的自己展開」の理念と深く結びついている。とはいえ、「国民国家」の形成過程は商・工業層を中心とした社会経済関係の「国家」における有界化でもあっただけに、ナショナリズムは多様な社会経済的カテゴリーを「国民」に包摂するための修辞ともなり得た。だから、また、その後の政治はネーションにおける「民主政」の制度化をめぐる諸勢力の対抗のなかで展開せざるを得なかった。

「グローバル民主政 (global democracy) | という言葉には「グローバル 化の民主化 | と「民主政のグローバル化 | という意味が込められている が、これはグローバル化をどのようにコントロールし、どのような民主的 ルールを設定することで、その制度化を期すことができるかという課題 と、換言すれば、「誰が、何を、どのように民主化するか」という問題と 結びつく。だが. 「グローバル民主政 | 論が国内・国際の両レベルの複合 的地平において民主的ガヴァナンスを構築しようとする考えに発している にせよ、"デモス"の多くは、せいぜい、「国民国家」のレベルで存在して いるに過ぎないし. 「EU 議会 | の議員選挙は構成国を基本的単位として いる。グローバルなレベルで"デモス"や「世界市民」を求めると、形容 矛盾とも言える「世界国家 (global state) | 論や「世界政府 (world government)」論を呼びださざるを得ないことになる。すると、「グロー バル民主政 | 論においてはナショナリズムとトランスナショナリズムと の、個別「国民国家 | 型デモスと「地球人 | 型デモス像とをどのように架 **橋するかという難問と結びつく。これは「国民国家 | 型民主政を所与とし** てきただけに、パティキュラリズムとユニバーサリズムとの「二律背反」

性を解く糸口をどこに求めるかという問題でもある。

だが、地球規模の全体包括型デモスを求めることは、少なくとも、現状 においては「月に吠える」に等しいことである。また、新自由主義的コス モクラシーに対抗し得るだけの統一的組織が存在しているわけでもない。 「グローバル民主政 | 論は国際システムの「民主的様式 | 論であって、「グ ローバル政体 | の長期的指針ないし提言となり得ても、「国民国家 | に有 界化したデモスを前提とせざるを得ないということ、これが現実である。 この「秩序」構築論が"コスモポリタン"な性格を帯びざるを得ないの は、「グローバル化」のなかで「重複型運命共同体」が生成しているわけ であるから、越境規模の「民主的ガヴァナンス」を構築すべきであるし、 求めざるを得ないとする考えに発しているからである⁸⁵⁾。この脈絡にお いて、「グローバル民主政」論者は「コスモポリタン民主政派」とも呼ば れ、あるいは、「グローバル正義学派 (global justice school) | に括られて もいるのである⁸⁶⁾。すると、「グローバル民主政 | 論は民主的規範をグ ローバルなレベルで普遍化することで、「世界秩序」を構築しようとする、 あるいは、その展望を示そうとする営為であることになる。これは、「コ スモポリタン民主政」が「世界空間」のレベルで「民主政」を構想すると いう点で、広くは「グローバル民主政」に括り得る。というのも、「コス モス」という言葉は空間的には「世界」を意味しつつも、"秩序"をも含 意しているわけであるから、「コスモポリタニズム」は、政治的には「世 界 | 的規模の「秩序 | を構築しようとする「ガヴァナンス | 論にほかなら ず、現状において「世界政府(global government)」を展望するという 「機構」論とは言えないからである。したがって.「正義」を弱者の論理 と、あるいは、「道義」を権力政治の修辞に過ぎないと見なす「権力闘争 型国際政治観|ではなく、課題の現実を踏まえて、その改革を志向する理 想主義的視座に立っている。

社会民主的ないし社会主義的政治姿勢という点で「コスモポリタン民主 政」は「新自由主義的コスモポリタニズム」とは理念とアプローチを異に している。だが、「コスモポリタン民主政」は現実のガヴァナンスの叙述概念というより、「必要」に発する「目的」論的概念であるだけに、「コスモポリタン民主政派」においても、ガヴァナンスの形態と主体のモデルを異にせざるを得ない。簡単に言えば、「民主政のグローバル化」と「グローバル化の民主化」という課題から、世界的規模の民主的統治システムとして「世界市民」型政府システム(「コスモポリス」)像を設定するとしても⁸⁷⁾、所与の「国民国家」や政治主体(デモス)をどのように位置づけるかとなると、ガヴァナンスの構想と展望を異にせざるを得ないということである。これは、また、長期と短期の、あるいは、当面の対応と将来像の違いを呼ばざるを得ない。

「グローバル民主政」のガヴァナンス論は現状と現実的課題の認識に発する「思考内実験」の枠内にあるとはいえ、「共通財の惨状」への越境規模の対応の必要から、あるいは「国際平和」論から民主政像を設定しているという点では現実的有意性を帯びている。とはいえ、規範的「願望」と経験的「実現可能性」とは次元を異にせざるを得ないだけに、理論的にも実践的にも諸困難に当面せざるを得ないし、多面的批判にも服さざるを得ない。これは「グローバル民主政」の理念と制度化の構想には多様なものがあることにもうかがい得ることである88)。

現実主義派の「国際関係」論からすると、国際社会は「国益」間の対抗と権力闘争の「場」であると見なされることから、その「平和」像は「力」関係の不断のバランス化に求められる。「覇権安定論(hegemonic stability theory)」は、こうした「国際政治」観に発している。だが、「秩序」が何らかの「正統性」の原理を媒介とすることで組成されることに鑑みると、「国益」のイデオロギー性が問われる必要にあるだけでなく、国際政治におけるヘゲモニー関係の分析も求められることになる 89)。そして、「グローバル社会」が全く「道義を欠いた無秩序」状態にあるとは言えないだけでなく、民主的「宇宙」が統一的憲政によって組織されているわけでもない。それだけに、能動的主体の"ヘゲモニー"という作為の契

機を留めてもいる。この視点を踏まえると、「協治」と訳されていることにもうかがい得るように、「ガヴァナンス」とは統治の「様態」概念であるだけに、組織論的には越境規模の相互関係の形態を規制するために、どのようなルールを設定すべきかという問題が浮上せざるを得ない。規範的視点から、そのモデル化を期そうとすると、世界「政府なきガヴァナンス(governance without government)」状況を踏まえて、その様態と形状を組成している諸契機の民主的再編が求められることになる⁹⁰⁾。とりわけ、「国家」が国際関係の構成主体となることで相対的に自律(立)性を保持していて、内生的要求と外生的圧力との結節環に位置しているだけでなく、その政治的支配の正統性が「国民」型デモスに依拠しているということ、この点を視座から欠落すべきではあるまい。

「グローバル民主政」の構想は領域型国家を"容器"化し、その「内部 の外部化と外部の内部化しという複合化状況と課題の越境化の認識に発し ている⁹¹⁾。「コスモポリタン民主政」ないし「超国民型民主政(transnational democracy)」のレジーム化については、多様なモデルないし青写真 が提示されているが、これを截然と類別することは困難である。こうした 雑然とした構想の、ひとつの理念型的整理として、(1)「連合主義 (confederalism)」、(2)「連邦主義 (federalism)」、(3)「多中心主義 (polycentralism)」に括るという視座が提示されている⁹²⁾。このモデルにおいて 「国家」アクターは部分的に重複ないし鱗状化しつつも、あるいは、比重 を異にしつつも、いずれにおいても「国家」の"解体"ないし"退却"論 が提示されているわけではなく、「世界秩序」に占める「国家」の位置を どのように措定するかという点で、構想を異にしているに過ぎない。これ は、「グローバル化」が「無国家世界」を招来しているとする「超グロー バル派 (hyper-globalists) | にたいし、「懐疑派 (sceptics) | が世界経済統 合は部分的に過ぎないとする実証的研究にうかがい得ることである⁹³⁾。 また、「変容派 (transformationalist) | は「国家 | の政策能力の柔軟件の 強さを踏まえつつ、その"解体"ではなく、組織の範囲と機能の視点か

ら、その"変容"について検討している。

「連合主義」モデルは「目的団体」型結合原理のグローバル・レベルへの援用であるだけに、政府間の「多極主義」型ガヴァナンス像とならざるを得ない。また、「連邦主義」モデルは全体包括的視座から地球規模の「グローバル政体」像を設定している。そして、「多中心主義」モデルはカステル(M. Castells)の「ネットワーク社会(network society)」像と同様に、「利害関係主体」による争点ごとの流動的結合体に依拠した「混成」型ネットワーク像を提示している。このモデルは政府代表者や利益集団などの多様な結節点からなるガヴァナンス・モデルであるだけに、全体を統括する権限主体は存在しないことになる94)。いずれのモデルも「グローバル民主政」のレジーム化の将来構想という点では、現実的課題に応えようとする問題提起的提言であるだけに、疑問や批判にも服さざるを得ない。

確かに、「グローバル化の民主化」と「民主政のグローバル化」という現代的課題からすると、「国民国家」を超える民主的レジームが求められていると言える。これは、「グローバル民主政」のコスモポリタン・モデルの代表的論者である H. ヘルドが一連の著書において「コスモポリタン型民主的公法」を基礎に「多層連接型政治システム(multitiered political system)」を構築すべきであるとし、「国連」の改革や国際法の再編を含めて「民主的ガヴァナンス」の構想を多岐的に提示していることに認め得ることである⁹⁵⁾。あるいは、「フランクフルト学派」の第二世代にあたるJ. ハバーマスは政治的コミュニケーション空間のグローバル化によって規範の共有化を期すべきであるとする。また、「脱国民的形状(postnationale konstellation)」の現状認識において、ナショナルとトランスナショナルなレベルを架橋する媒介項として「基本法」を設定し、「立憲的愛国主義(constitutional patriotism、Verfassungspatriotismus)」の理念を提示するとともに、国民国家レベルの政治と「超国民的(supranationaler)」・「国民横断的(transnationaler)」レベルとの3層型ガヴァナン

スのモデルを描いている⁹⁶⁾。ハバーマスの「愛国主義」という言葉は、ドイツにおける「ナショナリズム」の"病理"の歴史的経験に、また、シュミット(C. Schmitt、1888-1985年)が民主政の機能要件として「民族的同質性」を前提としていることに対する批判に発している。だが、ナショナリズムが"病理"化するのは「国家主義」と結びつくことで排外主義に転化する限りにおいてのことであって、ナショナリズムが他との比定においてインターナショナリズムの認識と結びつき得るし、あるいは、帝国主義からの「解放(自由)」の精神的エネルギーとなり得たとも言える。これは、ナショナリズムがインターナショナリズムを前提とし、両者は同一コインの両面であることを意味する。そうでないと、ナショナリズムはインターナショナリズムに解消されるという、あるは、インターナショナリズムはインターナショナリズムを糾合してしまうという自家撞着性を帯びざるを得ないことになる。すると、ナショナリズムがカメレオン的相貌を帯びるだけに、個別の脈絡において批判的検討に付すべきイデオロギー的対象であると言える。

「国家構成(state formation)」のカテゴリーからすると、「複合国家(compound state)」は「連邦(federacy, Bundesstaat)」と「国家連合(confederacy, Staatenbund)」に大別され、基本的には、中央政府の機能と構成「国家」間の相互関係の性格において区別されている。両者の概念を「民主的国家」から構成されるグローバル・ガヴァナンスに援用すると、連合型モデルにおいては「政府間多極主義」型"連盟"像が、また、連邦型モデルにおいては中央政府を軸とする「世界政府」像が浮上する。後者は地球規模の「包括性」の視点から「超国民国家」的規模のグローバルな"デモス"を想定し、これに依拠した「グローバルな連邦政体」像と結びつく。だが、両モデルは、少なくとも現況からすると、現実的とは言えないし、難点も多いと言わざるを得ない。というのも、「国家」がグローバルの牽引力の位置にあるだけでなく、国際関係における「国家」の自律(立)性は高いし、ナショナリズムは強い土着性を帯びているから

である。さらには、統治が組織性を帯びるには「国家機構」の企図の実践を、あるいは、イデオロギー操作を媒介としていることを踏まえると、「権力」の契機が「グローバル・ガヴァナンス」においても作動するだけに覇権国中心型の「帝国(imperium)」が生成する可能性が高くならざるを得ないからである。この視点からすると、「グローバル化」の"過程"と"イデオロギー"(「グローバリズム」)とは区別すべきことになる。また、かつて、ダールが「デモス」による代表者選択とそのコントロールを軸とする「ポリアーキー(polyarchy)」モデルは国際政治において機能し得ないと指摘したことも想起すべきであろう970。

今日の「グローバル・ガヴァナンス」が国際機関や非政府組織などの多 様なネットワークから構成された「コスモクラシー」の形状にあるにせ よ、その主要な構成主体は「国家」である。また、その具体的アクターで ある「政府」は形態を、あるいは、参加とコントロールの様式を異にしつ つも、統治の正統性は、基本的には、「国民国家」の"デモス"に求めら れている。そして、「市民社会」がコミュニケーションを媒介としてグ ローバルに組織されることで一定の影響力を行使しているにせよ、公的決 定の設定主体の位置にはない。だが、戦争と暴力を除去し、"平和"の キャンペーンが国際的に展開され得るためには、政府がその条件を外交的 に明確にするとともに、国際的運動やグローバルなレベルで「市民社会」 のネットワークが形成される必要がある。というのも、「平和的生存権」 が「権利 | のなかの「権利 | であると言われるのは、この権利を欠いては 自由権的基本権や社会権は機能し得ないからであり、そのためには、国際 的「平和 | を不可欠の条件とせざるを得ない。この点で、「日本国憲法 | の「恒久平和主義」の原理や「世界人権宣言」(1948年)の第25条と第28 条の規定が想起されてしかるべきである⁹⁸⁾。この規定からすると.「政 府 | の民主化と民主的政府のグローバル化が求められることになる。

すると,「国民国家」の民主化の深化を基礎に,所与の政府が民主的理 念とガヴァナンスの構想をグローバルに提示し,この方向において「国際 規範」をルール化することで多層連接型の政府間関係を構築するという「道」が現実的有意性を帯び得ることになる。そのためには、「国民国家」における「民主化」の運動が不可欠であるし、人権と福祉や文化に関わる「国連」機関の、また、ICJ(国際司法裁判所)の権限の強化が求められる。この点では、食料のみならず「水」すらも「商品」化されている状況において飢餓と紛争の原因ともなっているだけに、「国連」の関連諸機関の役割が重要となる。そして、越境規模の文化と研究団体の組織化を基礎にマクロ・リージョナルなレベルで民主的ガヴァナンスを構築する方向を深めるとともに、「国際慣習法」の民主化を強化することで「条約」を民主的方向に導くことも求められる。こうした課題を実現しようとなると、極めて多くの障害に直面せざるを得ないし、なお、ユートピアであるに過ぎないが、グローバルな「万能薬」を求めると「地球規模の幻想」を呼びかねないことにもなる999)。

(5) 結 び

資本主義の世界システムの新自由主義的再編は1980年代に超国民的規制機関の政策ネットワークが形成されるなかで浮上した(「新自由主義的コスモポリタニズム」)。これは民営化・金融自由化・企業家主義の原理を軸とする自由主義的市場メカニズムによって社会経済関係をグローバルに規律化しようとする企図に発している。「二重運動」論からすると、こうした世界再編の動向は消極的・積極的両面性を帯びた「対抗運動」と「対抗イデオロギー」を呼ばざるを得ない。

西欧史の脈絡からすると、「市民権」は18・19・20世紀において累積化した¹⁰⁰⁾。この「権利」の制度化の過程は「国民国家」の形成と展開の過程と符合し、基本的には、資本主義的「国民国家」における政治的・社会的権利として重層的に累増化した。それだけに、自由と平等との対抗関係や諸権利の関係の相関化という点では原理的にも実践的にも諸矛盾のなか

で展開せざるを得なかった。だが、「21世紀の民主政」像を構想しようとすると、「グローバル化」の深化という現実を踏まえるべきことになる。これは、空間的には「国民国家」を超えるレベルの、また、時間的には次世代に及ぶレベルの「人権」や「市民権」を展望するものでなければならないことを意味する。というのも、経済社会関係は越境化の方向を強くするなかで課題の「脱国民化」が起こっているだけでなく、自然の「搾取」が修復困難な規模と程度に及び、その枯渇が、また、地球温暖化の"報復"が対処すべき現実的課題と浮上することで「持続可能性」が重要な視点として設定されることになったからである。

既述のように、「グローバル化」と「国民国家」との関係について、ま た、これと結びついて「グローバル・ガヴァナンス」像をめぐって議論が 繰り返されてきたし.現況でもある。この問題にアプローチしようとする と、「国家」とは「国民」という集合体における政治と経済社会の複合的 関係の総体を抽象する概念であって、この総体を組成している諸関係が有 機的に接合することで「国家存在」として実在し、これを組成している諸 関係の接合様式が「国家存在」に固有の「国家性」を与えているというこ とを踏まえるべきである。そして、この存在は、「国家」機構が固有の 「権力資源」を媒介とすることで「領域」において経済社会諸関係を凝 集化しているということを、換言すれば、「抽象」は具体的存在において 観念化するわけであるから,「存在」に組成している「関係」の「(脱) 接 合 とその経路依存性を視野に収めるべきことになる。そうでないと、抽 象が物神化することで絶対視されかねない。これは「国民(的)国家」に ついても妥当することであって、この存在が関係論的視点から分離する と、また、歴史の脈絡から切り離されて自己充足的総体として理念化され ると、自然な存在として物神化せざるを得ない。だが、諸民族が「国家 | において「総体」化し得るのは所与の内外関係においてのことに過ぎず. その変化と結びついて、「国民(的)国家 | は自らの形状を変えざるを得 ない。そして、この社会経済的構成体を「資本主義国家」という類型に括

り得るのは、利潤志向的で市場媒介型社会経済関係のシステム化に負うこ とである。すると、資本主義的社会経済関係の越境化と相互依存関係の深 化過程のなかで「国家機関」と社会経済諸関係の"グローバル化"が起 こっているにせよ、関係論的実在である「国家存在」自体が"解体"の過 程に服しているわけではないことになる。これは、「国家」の機構が資本 の越境規模の外延化の「触媒」となることで、あるいは、その"圧力"と の対応のなかで自らの社会インフラを整備するという「国家企図」をもっ て国民的契機と国際的契機との「糾合化」効果を高め、そのことで 「権力資源」の豊富化を期し得るだけでなく この関係論的実体が民主的 変革の理論的・実践的足場となり得ることをも意味する¹⁰¹⁾。また、「国 家 | はグローバル化の主体であり、また、客体でもあるという複合的関係 のなかで「国家性」が変化するわけであるから、あるいは、変化し得ると すると、「民主政のグローバル化」とは社会経済関係のグローバルな"民 主化"を、また、「グローバル化の民主化」とは新自由主義的経済のグ ローバル化を"民主的"にコントロールすることを意味する。すると. 「グローバル民主政」に立脚した「世界秩序」像は両者の複合的視点にお いて展望すべきことなる。

「民主政」が政治参加の制度化を媒介として基本的人権の拡充の歩みを辿ったことは、不十分であるにせよ、表現の自由や暴力と差別からの解放の歩みに、また、「社会権」の制度化に表れている。こうした「民主政」の展開が「国民国家」を枠組みとし、また、「国民国家」型 "デモス"を媒介とせざるを得なかったのは、地理学的「空間 (space)」が無限定であるにせよ、社会学的空間は「場所 (place)」の制約に服し、「世界空間」が「国民国家」において領域化されているからである。生物学的 "個人"は社会性を免れ得ず、何らかのコミュニティにおいて実在し、生産と消費の社会的サイクルのなかで生活している。だが、個人が社会的存在であるということは、社会経済的諸関係の外延的関係のなかにいることを、換言すれば、個別性と普遍性の二重の性格を帯びた社会関係のなかにいることを

意味する。"公衆"の「集団的自律性」が「国民国家」において成立しているとは言えても、「グローバル公衆」が現実化しているわけではない 102)。だが、「国民」規模の「集団的自律性」が「関係」の連鎖化において、また、他の「国民」との関係において成立し得るとすると、「集団的自律性」の観念を内外関係の脈絡に措定すべきことになる。

社会経済諸関係の越境化のなかで、また、情報の脱空間化と即時化のなかで人々の関心は「地球」化していると言えるにしても、なお、基本的には即自的レベルに過ぎず、「共同性の幻想」は「国民国家」の枠内にある。だが、人々は個別の「国民(的)国家」において生活し、その「集団的自律性」の原理が基本的原則とされているにせよ、「グローバル化」のなかで他「国民」の動態や国際関係は越境規模で波及せざるを得ず、「国際関係」観の変化を迫ることになる。これは所与の「国家」における内乱が虐殺や「民族浄化」に及んだとき、どのように対応すべきかという規範的問題が1990年代に、いわゆる、一連の「人道的軍事介入」をめぐって浮上したことでもある。

1992年から94年にかけて米軍が国連決議を受けてソマリアに軍事介入し、さらには、NATO軍が国連決議のないまま1999年3月に旧ユーゴを空爆するに及んで、コスモポリタン派にとどまらず国際世論も「人道的軍事介入(humanitarian military intervention)」をめぐってジレンマに立たされ、その当否をめぐって意見は対立し、混迷の様相を深くした。というのも、「人道性」というコスモポリタンな理念は「軍事介入」という"応急手段"によって正当化され得るかという点で、また、「自決権」と「主権」への介入が強国によって「例外状況」と規定され、その介入が"義務"として弁護され得るかという点でも国際法の「合法性(legality)」と政治的「正統性(legitimacy)」との緊張関係に立たされたからである。こうした緊張関係はイラクへの軍事介入の場合(2003年)にも浮上したことである。

コソボをめぐる論争は「人道的介入」に替えて「保護の責任」という言

葉をもって国連「安保理」の了解事項とされたが、「安保理」への授権を もって "介入" が正当化され得るわけではない。というのも、その審議と 決定には強国の企図が交差するからである。また、「核拡散防止条約 (Non-Proliferation Treaty) | (1968年) | や「京都議定書(Kyoto Protocol) | (1997年) の場合に表面化したように、列強の戦略的利益が優先さ れたり、「軍事力の行使によって地政学的企図が追求される抜け道」が残 されるからである¹⁰³⁾。これは「人道的介入」という包括的言葉が決定の 主体と適用原理の点で、また、介入の手段と手順や「付帯的損害(collateral damage) | への対処などの点でも課題を留め、「グローバル・ガヴァ ナンス | の「国際規範 | と機制をどのように設定するかという課題を浮上 させたことになる。ソ連の崩壊に至る戦争と革命の「短い20世紀」(E. ホ ブズボーム)において、列強は「国境線」を地政学的・戦略的企図から引 くことを繰り返した。「冷戦」の終結は内攻していた「民族」問題を再燃 させ、これに国際的テロ組織が介入するという事態を呼んでいる。この事 態に鑑みても、「民主的グローバル・ガヴァナンス」の在り方と制度化が 問われざるを得ない。

「グローバル化」のなかで「方法論的コスモポリタニズム」をもって「方法論的ナショナリズム(methodological nationalism)」を克服すべきであるとの主張もあるが¹⁰⁴⁾、「国民国家」は領域化した世界において、政治的・社会経済的生活の基本的単位の位置にある。そして、ナショナリズムがその精神的接着剤となっている。だから、「多民族国家」は民族的契機を承認しつつ、どのように国民統合を期すかという問題に腐心しているし、「グローバル南部」においては「グローバル資本主義」に対する「対抗ヘゲモニー」の拠点ともなっているのである。すると、ナショナリズムが「国民国家」の強力な潜勢力であり、「国民国家」の精神的紐帯でもあるという現況に鑑みると、ナショナリズムとコスモポリタニズムとの二元論から両者を二分し、後者の全体包括的契機をもって「世界秩序」像を描くわけにはいかなくなる¹⁰⁵⁾。というのも、閉鎖的ナショナリズムは越境

規模の「連帯」の契機を阻害するし、根無し草のインターナショナリズムは列強国の覇権を呼ぶからである。ナショナリズムは比定において成立する「国民」のイデオロギーであるだけに、「人権」と「自律性」を媒介概念とすることでナショナリズムとインターナショナリズムとを接合するとともに、「国民国家」の政体の民主化を「コスモポリタン・ガヴァナンス」に結びつけるということ、これが「グローバル民主政」の重要な課題とならざるを得ない。

「民主政」は「国民国家」を枠組みとしてきたし、「自治 (self-government) | が「国際規範 | の一般的原理であると見なされてきただけに 「グローバル民主政」の基本的構成原理となり得る。だが、「グローバル民 主政 | の制度化をどのように期すかとなると、現実の「必要 | に発する 「願望 (desirability)」とその「実現可能性 (feasibility)」という. あるい は、理念の制度化という難問に直面せざるを得ない。この課題の解決に追 ろうとすると、「国民国家」とナショナリズムとの連関を問い、両者を国 際的ガヴァナンスに結びつけることが求められる¹⁰⁶⁾。そのためには、「国 民国家 | の組成を関係論的視点から脱構築するとともに、「国家 | 間関係 の関係論的アプローチが求められる。というのも、「国民国家」とは、存 在論的には、ひとつの「理念型 | であって¹⁰⁷⁾、現実的には住民を「国家 | の概念において法的・政治的に包括することで凝集性を帯びることになっ た歴史の所産であり、民族的契機を軸に社会経済諸関係を政治的に包摂し た関係論的概念にほかならないからである。「国家 | の権力機構は民族的 諸集合体を「国民 (national folk)」として包摂し、「国民的存在」として 編成している。それだけに.「国民 | 内民族は分離と独立の契機を宿して いて、所与の国家から「脱国家化」と「脱領域化」し得ることになる。す ると、「脱国民国家 | 型ガヴァナンスをもって「グローバル民主政 | を構 想すると「内乱」を使嗾したり、あるいは、「コスモポリタン民主政の暗 転 | を呼びかねないことになる。

「グローバル化」は求心化と遠心化という方向を異にする"逆説"状況

を呼んでいる。これは、越境規模の相互依存性の深化が集合的アイデンティティの「両価性(ambivalence)」と結びつき得ることを意味する。「他者」との邂逅は相対化の意識を媒介として個別性を保守しようとする心性を喚起する。他方で、グローバル化の「競争排除」と「異種糾合」型同質化の力学に労働力と自然の収奪や文化の破壊を、あるいは、政治の従属的再編の企図を読み取ることで「対抗運動」が喚起される。これはイスラム圏や旧ソ連圏の民族運動に、あるいは、中米と南米のポピュリスト型ナショナリズムの台頭にうかがい得ることである。そして、現代中国の国家主導型資本主義化はナショナリズムを駆動力ともしている。

すると、「グローバル民主政」が機能し得るためには、他者を媒介とした再帰的自己確認が、いわば、"差異"の認識のみならず、"不寛容"への寛容すらも求められるとともに、その認識が越境規模で共有される必要がある。というのも、「民主政」は異質性を前提に、"自由な"討論とコミュニケーションを媒介とする「同意」導出の自治型の体制原理にほかならないからである。この視座からすると、いわば、「文化的相対主義」が求められることになるが、「差異の承認」が無原則性や価値判断の欠如を、あるいは、全ての価値を等視すべきとする価値論に立つことを意味するわけではなく、不当な抑圧と暴力や差別までも許容されるわけではない。これを許容すると、「正(至)当性」が相対性に解消されることで「文化的相対主義」の原理そのものが崩壊することになる。「文明」は交差することで"衝突"しつつも、"混淆"を、あるいは部分的"吸収"を繰り返すことで共存してきた。この視点からすると、文化的「複数世界(pluriversality)」が成立するためには民主政と平和の原理の共有が求められることになる108)。

民族的・人種的・宗教的理由など論拠は多様であるにせよ、文化やアイデンティティの多元性と相対性の認識はコスモポリタニズムの批判と結びつく。というのも、帰属感や「価値」感はコミュニティに発し、その組成基盤でもあるとする文化の土着的発想(「還元主義的文化社会論.

reductionist sociology of culture」)からすると¹⁰⁹⁾, コスモポリタニズムとは「差異」の解消を求めることであり、特定の文化のヘゲモニー化にほかならないと見なされるからである。だが、社会関係の「時空間」性は、諸関係が可変的で創造と再構成に服しているだけに「混淆」性を免れ得ない。また、「類意識」は差異の認識に発するにせよ、経験的範域に限定されるわけでもない。自意識は他者を媒介として成立するだけに、相関性の自覚化でもある。この視点からすると、文化的アイデンティティは第一義的にはコミュニティに発しているにせよ、コミュニティが閉鎖的「実体」とは言えず、内包性と開放性を帯びた複合的存在として歴史的可変性に服している限り、アイデンティティも同様に可変的である。また、「権利(正義)」の保障を「国家」にとどまらず、「脱国民国家」レベルで共有し得るとすると、ナショナリズムをインターナショナリズムに結びつけることは、少なくとも、原理的には可能なことである。

文化やアイデンティティが排他性と結びつくと、国際的アナーキーは克服し得ないが、他方で、その一元化を志向すると独裁(「世界的専政体制」)と結びつく。両者の緊張関係を架橋しようとすると、「媒介」の原理が、換言すれば、多元性の一元化と一元性の多元化を止揚する原理が求められる。カントのコスモポリタニズムはこの緊張関係を踏まえた「世界秩序」像であり、原理的にも論理的にも価値や文化の多元性を前提としつつも、全ての人々の「自由」の確立という「道徳的自律性」を共通の国際的規範として設定している。この理念が「権利(正義)」の概念と結びつくと論争性を帯びざるを得ないが、価値の多元性や相対性をもって通約可能性が否定されることにはならない。これは、価値や文化の多元性が意見の不一致を呼ぶにしても、それが歴史の駆動力となり得るためには、「強圧」や「強制」ではなく、自由な討論と交流の「場」を展開軸とする「グローバル民主政」の立憲体制が求められることを意味する。

確かに、中・長期的展望から「グローバル民主政」における物理的強制力について論じられてもいるが¹¹⁰⁾、「軍事力」が「公共財」視されている

だけに、グローバルな基本法や多層連接型のガヴァナンスの構想において 物理的強制力をどのように位置づけるかという難問は、なお、不分明なも のに留まっている。この問題は、差異への寛容が広がり、また、敵対者を テーブルにつけ得るメカニズムや「衡平の原理」をグローバルに制度化し 得ることができれば、物理的強制力の発動の必要を少なくし得ると言えよ う。だが、国家間対立の超国家的調停となると、あるいは、司法的解決の 制度的対応と物理的強制力の行使との連関化となると、そして、"内戦" 下の市民の救助システムをどのように構築するかとなると多くの難問が浮 上せざるを得ない。とりわけ、現況からすると、物理的強制力の国際化は 「攻守同盟」と結びついて、ヘゲモンの軍事行動の補完部隊に転化すると いう危険も強いだけでなく、「不安」を作ることで、あるいは、煽ること で「国民的」統合の政治的バネともされている。こうした危惧感が「民主 的グローバル・ガヴァナンス|の歯止めともなっている。グローバル化の 時代であるからこそ、戦争とは政治の"延長"であるとする政治観ではな く、破壊と殺戮の政治であるとする考えがグローバルに共有される可能性 も高まっていると言えるにせよ、その可能性を現実に転化しようとなる と、確かに、克服すべき課題には困難が多い。それだけに、「グローバル 民主政 | とは「根無し草 | 的発想であると、あるいは、中世ヨーロッパの 現代版に過ぎず、結局は、民主的立憲国家を放棄することになるのではな いかとの、また、「法律なき民主政 (democracy without law)」論に過ぎな いし、「グローバル政府なきグローバル・ガヴァナンス | であるとの批判 も発せられている111)。この指摘は至当であるにせよ、「グローバル民主 政 | 論がグローバル化の時代における諸課題を民主政の視点から提示し. その構想を模索しているだけに現代的有意性を帯びていると言える。

国民国家を国際関係の基本的構成主体としている現状においては、民主 化を外からの「参入」に求めたり、逆に、外へ押しつけることは「集団的 自律性の原理」に悖るし、「民主化」を外的要因に解消しかねないことに もなる。これは、「自治」という民主政の理論的・実践的地歩を失するこ とになるだけでなく、「文化間差異の承認」の原理と乖離することにもなる。価値の多元性や複数性とは差異を前提としていて、同質性を、いわんや、強制的同質化を意味するわけではない。国民国家の民主化とグローバル民主政とは両立し得ないわけではないと言えるにせよ、前者を欠落させては後者も成立し得ないといえる。この点では、諸国の自律的民主化が第一義的位置にあり、これを踏まえてこそ、リージョンとグローバルなレベルにおける民主政との有機的ガヴァナンス像を展望し得ることになる。

「範囲 (scale)」という「空間」概念は多義的である。地球は「国民国家」という「領域」において、"主権"概念をもって政治的に区画(「領域」化)されている。この「規模」は、個別的には文化的伝統や社会経済関係の点で、また、国際的には、経済の(再)生産関係や政治の位階的構成において相違しているだけに、時空間の"圧縮"は対立的契機を同一空間に持ち込むことになる。すると、「超国民国家」レベルの調整が必要とされざるを得ない。そうでないと、「グローバル民主政」は成立し得ないことになる。

「民主的グローバル・ガヴァナンス」像は集権と分権との原理的緊張関係のなかにある。その営為は、文字通り、デモスによる「堅い板を穿つ」ような作業ではあるが、「多極共存型民主政(consociational democracy)」やEUの経験に鑑みると、政治的統合の必要において「他者」間の連帯の実験も繰り返されているし、「国連」も人権の擁護と差別の撤廃について一定の役割を果たしていると言える。この視点からすると、民主政は「国民国家」を超え得ないということにはならない。また、「国益」とは相対化と相関化において成立するから、その概念が協同や「協治」の理念と結びつく限り、「共存」の認識と結びついて覇権主義の防波堤となり得る。そして、デモスは自らの「国家」が民主と平和を志向する限り、その統治の「正統性(legitimacy)」に対する確信を深くし得るし、外交政策の展開にも反映させることができる。というのも、「正統性」とは成文法の「有効性(validity)」や「合法性(legality)」のみならず、「正当化可能性

(justifiability)」をも意味しているからである。この点では、ウェーバーの正統的支配の諸類型は「規範的」というより「経験的」分析視点を提示したものであると言えるから、現実の障害をもって可能性を否定すると、「共通財の惨状」という「民主政の赤字」状態にも対処し得ず、「正統性」を失するだけでなく、「21世紀の民主政」を展望し得ないことにもなる。「多層連接型グローバル民主政」のモデルが有意性を発揮し得るのは、「人権」を共通の理念とし、「補完性(subsidiarity)」とレファレンダムの原則を機能要件とすることで「国民国家」間の協力体制がマクロリージョンとグローバルなレベルで構築される場合であろう¹¹²⁾。そのためには、「国家」とは諸関係の総体であるし、国際関係は「国民」間関係の複合体であるから、「国家」における諸関係の改革が「グローバル民主政」の基盤となり得るとする認識が求められることになる。この視点からすると、国民国家の民主化とならんで、「グローバル市民社会」が国際的連携において民主化の提言集団の役割を果たすことも必要とされる¹¹³⁾。

「民主的グローバル・ガヴァナンス」の必要は認識されつつも、東西アジアの事態に鑑みても困難な諸障害が伏在し、あるいは、顕在化していることは明らかである。とはいえ、「諸関係」のグローバル化は認識のグローバル化を呼んでいるし、「国際規範」が問われだしてもいる。とりわけ、東シナ海における緊張関係は高まっているし、南シナ海における中国の「領域拡張」政策に触発されてアジアの軍拡が急速化しているだけに、アジアにおいても"平和"を軸とする「多極協調型リージョナル・ガヴァナンス」像が模索されてしかるべきである。

カーは次のように指摘している。「ユートピアと 現実 とは政治学の二つの側面である。確かな政治思想と確かな政治生活が発見されるのは,両者が至当な場所に収まり得る場合に過ぎない」と,また,「政治学は,何が存在するかについての学であるだけでなく,何が存在すべきかにかかわる学問でもある」と 114 。これは政治の"現実"を知覚したとき,それに追随するのではなく,解決を求め,展望しようとする政治学の固有の性格と

役割を指摘していると言えよう。この視点を踏まえると、「グローバル民主政」の展望は個別国家の民主政の深化・国際諸機関の民主化・国際的市民運動の複合的展開に依拠せざるを得ないし、そのガヴァナンス・モデルは多様であるにせよ、何らかの「多層連接型」構成とならざるを得まい。また、先進資本主義国の経済と後発資本主義国の貧困とには構造的なものがあり、それが暴力やテロを呼ぶ背景ともなっている。この課題への対応を先に延ばすと、当面の費用を大きく超える負担を将来に強いることになる。

「グローバル化」の現代は「世界秩序」の新しい展開を迫ることになった。コスモポリタンな時代とは言えないにせよ、グローバルな視座という点ではコスモポリタニズムを媒介にナショナリズムを相対化し、両者を複合し得るパラダイムの展開が求められている。これはグローバルな規模からすると、ミクロレベルにおいては「国民国家」の"ガヴァメント"の民主化を基礎にマクロレベルにおける"ガヴァナンス"の民主化につなげることで、民主政をグローバルに「拡大適用」し得る政治学の新しい地平が求められていることを意味する。

- 55) Neil Brenner, "Beyond State-Centrism? Space, Territoriality and Geographical Scale in Globalization Studies," *Theory and Society* 28 (1), 1999: 39-78, at 43.
- 56) 「グローバル化理論 (globalization theory)」の批判的検討については次を参照のこと。 Justin Rosenberg, "Globalization Theory: A Post Mortem," *International Politics* 42, 2005: 2-74
- 57) Bob Jessop, The Future of the Capitalist State, Polity, 2002: 123.
- 58) 「傾向 (tendency)」の概念の検討については次を参照のこと。Tony Smith, Globalisation: A Systemic Marxistn Account, Haymarket Books, 2005: ch.6.
- Henri Lefèbvre, "Space and State," in State / Space: A Reader, edited by N. Brenner, B. Jessop, M. Jones, and G. Macleord, Blackwell, 2003.
- 60) 社会経済システムが構造化し得るためには、価値の剥奪と賦与を背景とする「強制と同意 (coercion and consent)」や「物理的力と説得 (force and persuasion)」が正統 (当)性を帯びる必要がある。「ヘゲモニー」とは従属的社会諸カテゴリーの「合意」を調達し、これを所与の体制に組み込み得る知的・道徳的指導力を指している。この術語を国際関係にも援用すると、指導的 (諸) 国家による "秩序"形成に占める知的・文化的指導力の概

- 念として適用することができる。また、「シュプレマシー(supremacy)」とは政治権力の "強制"の契機に力点を置いた概念であって、国際関係においては列強による物理的強制 力の発動とその威嚇の契機が重視され、国際秩序はこうした「ソフト」と「ハード」の両 権力の複合性をもって説明されることになる。
- 61) 「国際関係 (IR)」論における「主体 構造論争 (Agent-Structure Debate)」史の整理と R. コックス (Cox) の歴史主義的「世界秩序」アプローチの検討については次を参照のこ と。A. Bieler and Adam D. Morton, "The Gordian Knot of Agency-Structure in International Relations: A Gramscian Perspective," *European Journal of International* Relations 7 (1), 2001: 5-35.
- 62) Leslie Sklair, "Social movement for global capitalism: the transnational capitalist class in action," Review of International Political Economy 4 (3), Autumn 1997: 514-38; id., The Transnational Capitalist Class, Blackwell, 2001.
- 63) アングロ・アメリカン諸国(英・米・加・豪・ニュージーランド) における経済の新自由主義的再編については次を参照のこと。Jonathan Swarts, Constructing Neoliberalism: Economic Transformation in Anglo-American Democracies, University of Toronto Press, 2013: ch3
- 64) へイは1980年代と90年代における「新自由主義」の局面を前期と後期に分け、前者を「規範的な新自由主義」と、後者を「常態化した新自由主義」と呼んでいる。Colin Hay、Why We Hate Politics, 2007 (吉田徹<訳>『政治はなぜ嫌われるのか』岩波書店、2012年 132頁)
- 65) ギルは今日のグローバル政治経済の法制的・政治的ガヴァナンスを「規律型新自由主義の新立憲主義 (new constitutionalism of disciplinary neo-liberalism)」と呼んでいる。 Stephen Gill, "Globalization, Market Civilization, and Disciplinary Neoliberalism," *Millennium: Journal of International Studies* 24 (3), 1995: 399-423; id., "Market civilization, new constitutionalism and world order," in S. Gill and A. Claire Cutler, eds., *New Constitutionalism and World Order*, Cambridge University Press, 2014: ch.2.
- 66) Jim Glassman, "The new imperialism? On continuity and change in US foreign policy," Environment and Planning 37, 2005: 1527-44.
- 67) 「新保守主義」派の理念的脈絡と動向については次を参照のこと。Seymour M. Lipset, "Neoconservatism: Myth and Reality," Society 25 (5), 1988: 29-37; John Ehrman, The Rise of Neoconservatism: Intellectuals and Foreign Affairs, 1945-1994, Yale University Press, 1995.
- 68) Irving Kristol, Reflections of a Neoconservative, Basic Books, 1983: 51, 89, 245.
- 69) アメリカ歴史学における「ウィスコンシン学派」については次を参照のこと。James G. Morgan, Into New Territory: American Historians and the Concept of US Imperialism, University of Wisconsin Press, 2014.
- 70) Daniel W. Howe, Making the American Self: Jonathan Edwards to Abraham Lincoln, Harvard University Press, 1997.
- 71) 「新保守主義」の理念と国際関係論に占める位置の検討は次に負う。Michael C.

- Williams, "What is the National Interest? The Neoconservative Challenge in IR Theory," European Journal of International Relations 11 (3), 2005; 307-37.
- 72) American Enterprise Institute, "US Sovereignty and International Treaties," AEI Newsletter, 1998 (http://www.aei.org/article/15371); James Buchanan, "Federalism as an Ideal Political Order and an Object for Constitutional Reform," Publius: the Journal of Federalism (25) 2, 1995: 19-28.
- 73) Adam Hermes, The Realist Tradition and the Limits of International Relations, Cambridge University Press, 2005: 197-203. id., "The rise of neoliberal nationalism," Review of International Economy 19 (1), 2012: 59-86.
- 74) A. Harmes, ibid., 2012: 59-70.
- 75) Adam Harmes, "The Political Economy of Open Federalism," Canadian Journal of Political Science 40 (2), 2007: 417-37; id., "New constitutionalism and multilevel governance," in S. Gill and A. Claire Cutler, eds., New Constitutionalism and World Order, Cambridge University Press, 2014: 143-57.
- 76) ウォリンは、アメリカ政治が「管理された民主政 (managed democracy)」であり、それが明示的に意識され、客体化されないという点で「反転型全体主義 (inverted totalitarianism)」と呼ぶとともに、これが危急時には「権威主義」化すると指摘している。 Sheldon S. Wolin, *Democracy Incorporated: Managed Democracy and the Specter of Inversed Totalitarianism*, Princeton University Press, 2008: xviii, xxiv.
- 77) John Gray, False Dawn: The Delusions of Global Capitalism, Granta, 1998; Linda Weiss, The Myth of the Powerless State, Cornell University Press, 1998.
- 78) Bob Jessop, "Capitalism and the Future: Remakes on Regulation, Government and Governance," Review of International Political Economy 4 (3), 1997: 561-81, at 576.
- 79) Francis Fukuyama, The End of History and the Last Man, Free Press, 1992.
- Colin Hay, "Globalization, Welfare Retrenchment and the Logic of No Alternative," *Journal of Social Policy* 27, 1998; 525-32.
- Roy Bhasker, From Science to Emancipation: Alienation and the Actuality of Enlightenment, Sage, 2002.
- 82) Urich Beck, "World Risk Society and the Changing Foundations of Transnational Politics," E. Grande and Louis W. Pauly, eds., Complex Sovereignty: Reconstituting Political Authority in the Twenty-first Century, University of Toronto Press, 2005: ch.2.
- 83) Raffaele Marchetti, Global Democracy: For and against, Polity, 2008: 3, 16-21.
- 84) 杉原泰雄『憲法と資本主義』勁草書房, 2008年, 終章。
- 85) James Bohman, Democracy across Borders: From Dêmos to Dêmoi, The MIT Press, 2007.
- 86) 次は、"コスモポリタニズム"から「主義」の契機を抜き取り、「グローバル化」の現実の理論的・経験的・規範的視座(「見・地」)と外在的契機(「条 件」)との両面性の統一として「コスモポリタン社会理論(cosmopolitan social theory)」を構築するという構想を提示している。Robert Fine, *Cosmopolitanism*, Routledge, 2007: x, 134-35.
- 87) D. Held, Democracy and the Global Order: From the Modern State to Cosmopolitan

- Governance, Polity, 1995: 267-87 (佐々木ほか<訳>『デモクラシーと世界秩序: 地球市民の政治学』NTT 出版、2002年).
- 88) ショルトは「グローバル民主政」の諸潮流を(1) コスモポリタン派 (D. Held, A. Linklater), (2) マルチラテラリスト派 (M. Zūrin, A. Buchanan, R. Keohane), (3) 批判的政治経済学派 (S. Gill, R. Munck), 脱構造主義派 (W. E. Connolly, R. B. Walker) に分けている。Jan A. Scholte, "Reconstructing Contemporary Democracy," *Indiana Journal of Global Studies* 15 (1), Winter 2008: 305-50. 次も参照のこと。Daniele Archibugi, "Cosmopolitan Democracy," *New Left Review* 4, July/Aug. 2000: 137-50.
- 89) Ian Clark, Hegemony in International Society, Oxford University Press, 2011.
- J. Rosenau and E. O. Czempiel, Governance without Government: Order and Change in World Politics, Cambridge University Press, 1992.
- 91) D. Held and A. McGrew, *Globalization / Anti-Globalization*, Polity, 2002 (中谷・柳原 < 訳 > 『グローバル化と反グローバル化』日本経済評論社、2003年).
- 92) この整理は次による。D. Archibugi, M. Koenig-Archibugi and R. Marchetti, eds., *Global Democracy: Normative and Empirical Perspectives*, Cambridge University Press, 2012: 6-9.
- P. Harst and G. Thompson, Globalization in question: The International Economy and Possibilities of Governance, Polity, 1996.
- 94) R. Marchetti, "Models of global democracy: In defence of cosmo-federalism," *ibid.*, 2012: 22-46. ドライゼクの「超国民的言説民主政 (transnational discursive democracy)」論は、公共圏におけるコミュニケーション行為を重視する「熟議民主政 (deliberative democracy)」の「グローバル・ガヴァナンス」への援用であるだけに、「多中心主義」モデルに属すると言えよう。John Dryzek, *Deliberative Global Politics: Discourse and Democracy in a Divided World*, Polity, 2006: 154-58.
- 95) D. Held, Global Covenant, Polity, 2004 (中谷・柳原<訳>『グローバル社会民主政の展望:経済・政治・法のフロンティア』日本経済評論社, 2005年); id., Cosmopolitanism: Ideals and Realities, Polity, 2010 (中谷義和<訳>『コスモポリタニズム:民主政の再構築』法律文化社, 2011年).
- 96) J. Habermas, Die postnationale Konstellation: Politische Essays, Suhrkamp, 1998, S.114 (The Postnational Constellation: Political Essays, Harvard University Press, 2001: 74-5); id., Inclusion of the Other: studies in political theory, Polity, 1998: 118; id., The Divided West, Polity, 2006: 130-2, 186. 「立憲的愛国主義」の概念の検討については次を参照のこと。Charles Turner, "Jürgen Harbermas: European or German?, European Journal Political Theory 3 (3), 2004: 293-314.
- 97) Robert A. Dahl, *Democracy and Its Critics*, Yale University Press, 1989: 224: id., "The Shifting Boundaries of Democratic Governments," *Social Research* 66 (3), 1999: 915-31, id., "Can International Organization Be Democratic? A Skeptic's View," in Ian Shapiro and C. Hacker-Cordón, eds., *Democracy's Edges*, Cambridge University Press, 1999: 19-36.
- 98) 第25条「(→) 何人も、衣食住、医療および必要な社会的施設を含め、自己および自己の家族の健康のためにじゅうぶんな生活水準を共有する権利を有し、……」、第28条「何人

- も、この宣言にかかげられている権利と自由が完全に実現されるような社会的および国際的秩序を享有する権利を有する」(高木・末延・宮沢<編>『人権宣言集』岩波文庫、1957年、405 408頁)。
- Philippe C. Schmitter, "The Future of Democracy: Could It be a Matter of Scale?" Social Research 66 (3), 1999: 933-58.
- 100) T. H. Marshall, Class, Citizenship and Social Development, 1964.
- 101) 「エントウィンメント (entwinement)」の概念は次に負う。Linda Weiss, "The State-augmenting Effects of Globalization," *New Political Economy* 10 (3), September 2005: 345-53; id., "Michael Mann, State Power, and the Two Logics of Globalization," *Millennium: Journal of International Studies* 34 (2), 2005: 529-41.
- 102) W. デューイは、W. リップマンの「幻の公衆」論の批判的視座から、「公衆」を「トランザクションの間接的な諸結果の影響について配慮されてしかるべき程度に及んだ人々の集合体である」と規定している。John Dewey, *The Public and Its Problem*, Holt, 1927: 15-16 (阿部斉<訳>『現代政治の基礎:公衆とその諸問題』みすず書房、1969年、19頁)、この指摘からすると、社会は諸活動の連鎖からなり、その「相互作用」の影響力を共有する集合体として「公衆」が成立することになる。
- 103) Richard Falk, "New constitutionalism and geopolitics: notes on legality and legitimacy and prospect for a just new constitutionalism," S. Gill and A. Claire Cutler, eds., op. cit., 2014: ch.18, p.300; id., Humanitarian Intervention and Legitimacy Wars: Seeking Peace and Justice in the 21st Century, Routledge, 2015, ch. 4.
- 104) ベックは次のように指摘している。「国民的組織は社会と政治の行動を構造化する原則 とされているが、この組織は、もはや、社会科学の観察者のパースペクティブの前提とは なり得ない。この視点からすると、社会科学がグローバル化の挑戦に適切に対応し得るの は、方法論的ナショナリズムを克服し、専門分野において経験的・理論的課題を提起する ことでコスモポリタンな社会と政治の科学の基礎を念入りなものにしようとする場合に過 ぎない | と (U. Beck. "The Terrorist Threat. World Risk Society Revisited." Theory. Culture & Society 19 (4), 2002: 39-55, 51-2). 次も参照のこと。U. Beck, Cosmopolitan Vision, Polity, 2006: 49. id., What is Globalization, Polity, 2000: 24; id., The Brave New World of Work, Polity, 2000: 52. 確かに,「国民国家」の自律性の程度は歴史状況に左右されると言 えるにせよ、自己完結的存在ではなく、「国家」間関係のなかで存在していた。また、ナ ショナリズムは「帝国主義国家」化や「全体主義国家」化と結びついてもいる。そして、 「グローバル化」状況においても「国民国家」は存続しているわけであるから、現代世界 の視座を「コスモポリタニズム」に一元化することは妥当とは言えない。次は「国民国 家」という概念の「物神性」の「歴史的不明瞭性」・「社会学的不確実性」・「規範的両義 性」から「方法論的ナショナリズム」という概念について批判的に検討している。Daniel Chernilo, "Methodological Nationalism and Its Critique," The Sage Handbook of Nations and Nationalism, Sage, 2006: 129-40, reprinted in G. Delanty and K. Kumar, eds., The Sage handbook of Nations and Nationalism, Sage, 2006: 129-40; id., "Social Theory's Methodological Nationalism: Myth and Reality," European Journal of Social Theory 9 (1),

- 2006: 5-22. また、M. ウェーバーにおける「ネーション」の多様な構成要素とその規定の困難性の指摘については次を参照のこと。M. Weber, "The Nation," in H. Gerth and C. W. Mills, eds., *From Max Weber: Essays in Sociology*, Routledge and Kegan Paul, 1970: 171-78.
- 105) Craig Calhoun, "Cosmopolitanism and Nationalism," in William Schinkel, ed., Globalization and the State: Sociological Perspectives on the State of the State, Palgrave Macmillan, 2009: 209-43.
- 106) 「シヴィック・ナショナリズム」と「エスニック・ナショナリズム」との区別について は次を参照のこと。Brian Barry, *Culture and Equality*, Polity, 2001; 79.
- 107) M. ウェーバーは「理念型」について説明し、「現実的なるものの叙述ではなく、叙述に対して明確な表現手段」であるとしている(富永ほか<訳>『社会科学方法論』岩波文庫、1952年、72-73頁)。
- 108) 次は「コスモポリタニズム」と「ユニバーサリズム」との異同について検討し、「囲い込み」については批判を共有しつつも、「多様性」を"事実 (fact)"と見なすか、 "問題 (problem)"と見なすかという点で意見を異にしていると、また、「コスモポリタニズム」と「プルーラリズム」とは「寛容と多様性」の理念を共通にしつつも、集団帰属の可能性と集団の所与性という点でパラダイムを異にしているとする。David A. Hollinger、 "Not Universalists, Not Pluralists: The New Cosmopolitans Find Their Own Way," Constellations 8 (2), 2001: 236-48, at 239.
- 109) Sayla Benhabib, The Claims of Culture: Equality and Diversity in the Global Era, Princeton University Press, 2002.
- 110) 例えば、次を参照のこと。David Held, *Models of Democracy* (second edition), Polity, 1996 (中谷義和<訳>『民主政の諸類型』御茶の水書房, 1998年, 終章).
- 111) William E. Scheuerman, Frankfurt School Perspectives on Globalization, Democracy and the Law. 2008. chs.8 and 9.
- 112) 「補完性の原則」とは、欧州連合設立条約案(1984年)と「マーストリヒト条約」(1993年発効)に盛り込まれた権限行使の一般的原則であって、「EU は、個々の加盟国よりも効果的に所定の目的を達成できる場合にのみ、その限りにおいて行動する」とする原則である(中原善一郎「補完性の原則」、「国際政治経済辞典」東京書籍、2003年、711-12頁)。この原則は、イギリスが「ヨーロッパ連邦」の形成を危惧し、また、ドイツが自らの権限の留保を主張するなかで採択されたものであって、高次の政治単位への権限の委託は相対的有効性と必要性の枠内に留めおかれ、これに欠ける場合には、有効性を持ち得ないとすることで下位の政治単位への介入を阻止しようとする発想に立っている(A. Føllesdal, "Survey Article: Subsidiarity," Journal of Political Philosophy (6) 2, 1998, pp.190-218)。「補完性」の原理の批判的指摘については次も参照のこと。Neunreither, "Subsidiarity as Guiding Principle for European Community Activities," Government and Opposition 28 (2), 1993, pp.206-20.
- 113) C. Görg and J. Hirsh, "Is international democracy possible?" Review of International Political Economy 5 (4), Winter 1998, pp.585-615.

国民国家と「世界秩序」論(2・完)(中谷)

114) H. H. Carr, *The Twenty Year's Crisis: An Introduction to the Study of International Relations*, Macmillan, 1939, p.10 (井上茂訳『危機の二十年:1919-1939』岩波文庫, 1996年, 26頁, 35頁, 訳文は、一部、変えてある).